

(4) 台湾におけるエンフォースメント機関の最新動向及び取組みについて

2009.07

一 知的財産権保護体制

1 經濟部「知的財産権保護協調報告会議」

2 經濟部「知的財産局」

2-1 紹介

2-2 知的財産局の取組み及び 2009 年の重点施策「トリプル E プラン」

2-3 知的財産専門人材養成

2-4 インターネット上の著作権侵害対策

2-5 ISP 法案

2-6 一元化した窓口を設置、著作権仲介団体と利用者の紛争解決に努める

2-7 実績（2009.1.17 に米スペシャル 301 条項監視国指定解除等）

2-8 特許法の大幅な改正に向けて

2-8-1 医薬品特許の研究・試験等の免責（セーフハーバー条項）

2-8-2 特許表示なしの損害賠償請求

2-8-3 医薬品・農薬品特許権延長 発売許可証取得期間 2 年以上が必要な制限は撤廃へ

2-8-4 医薬品特許の強制輸出許諾に向けて

2-9 商標の横取り防止策——「著名地方特色産業産地認定原則」

2-10 地理的表示への保護強化

3 經濟部「査禁模倣商品小組」（模倣品対策班、2006.1.1 に撤廃）

4 經濟部「光ディスク合同査察チーム」

4-1 紹介

4-2 2006～2009 年 1-5 月の実績

5 經濟部「国際貿易局」

5-1 紹介

5-2 所管業務

5-3 知的財産輸出管理

5-3-1 商標の表示

5-3-2 コンピュータプログラム関連製品輸出管理制度（2005.1.1 に撤廃）

6 經濟部「標準検査局」

7 内政部警政署「知的財産権保護警察隊」（通称「保智大隊」）

7-1 紹介

7-2 2003～2008 年度の知的財産権侵害事件の摘発実績

8 内政部警政署「刑事警察局第九捜査隊」（通称「偵九隊」）

9 内政部警政署「経済チーム」

9-1 知的財産権保護関連業務

10 財政部「税関（関税総局及び各地税関）」

10-1 沿革

10-2 組織構成

10-3 税関の取組み及び水際措置

10-3-1 税関の協力による特許・商標及び著作権益保護措置の実施に関する作業要点

10-3-2 特許権侵害物品の差し押さえ

10-3-3 光ディスク輸出管理制度（SID コード表示）

10-3-4 商標輸出監視システム

10-3-5 チップマーキング制度

10-4 知的財産権侵害物品の差止実績

11 法務部

12 法務部「調査局」

12-1 紹介

12-2 主な活動内容

13 法務部高等検察署「知的財産権侵害取締協調監督作業チーム」

14 法務部高等検察署「知的財産分署（支庁）」

15 地方検察署「知的財産権専門チーム」

16 知的財産裁判所

16-1 2008年7月~12月における事件処理状況

16-2 知的財産法律座談会及び「知的財産訴訟制度研究修正委員会」

17 地方裁判所「知的財産権専門法廷」

18 海岸巡防署

17-1 紹介

17-2 主な活動内容

17-3 模倣品・海賊版への水際取締実績

17-4 組織構成

19 公平取引委員会

19-1 2009年の施策方針（知的財産権に関連して）

19-2 公平取引委員会における知財権侵害事件の処理

19-3 技術の実施許諾協議案件に関する処理原則

二. エンフォースメント機関の体系図

一 知的財産権保護体制

1 知的産権保護協調報告会議

法務部所属台湾高等檢察署は定期的に「知的財産保護査察取締専門報告会議」を開き、各関連部会に跨る任務編成で、積極的に取締活動を計画し、随時に摘発の成果（効果）を検討する。また各地方檢察署にも知的財産権案件専門チームを設けている。こうすることによって、檢察官が知的財産権侵害事件を取り扱う経験を蓄積し、専門性を向上させる。

2 經濟部「知的財産局」

知的財産局は主に商標権、特許権、著作権、集積回路の回路配置、営業秘密等知的財産に関連する法制の研究・検討・制定、登録業務を掌り、模倣品・海賊版撲滅キャンペーンや取締活動の舵取り役を担う。

2-1 紹介

1998年10月15日の立法院（国会）会議で經濟部知的財産局組織条例について採決が行われ、可決・成立したことにより、中央標準局が知的財産局に編制を変更し、特許権、商標権、著作権、集積回路の回路配置（レイアウト）等知的財産権及び営業秘密を所管する専門機関としての法的根拠が与えられた。中央標準局の現有の標準、度量衡業務については、商品検査局（商品検驗局）が引き継ぐことになり、標準検査局として組織を再編する。一方、職務の編成により設立された内政部著作権委員会もその業務を知的財産局に引き渡した後で解散する。1999年1月26日に經濟部商品検査局が標準検査局、そして中央標準局が組織を再編成し名前を知的財産局に変更して再発足し、これまで分散していた業務と人力の一元化を図ることにより、完全な検査基準を設立し、知的財産権管理体制を構築する。

今まで知的財産権に関する事務は經濟部中央標準局、内政部著作権委員会、經濟部「査禁倣冒商品小組」（模倣品対策班）及び商業司がそれぞれ司っていたが、知的財産局が発足した後、中央標準局が取り扱っていた特許、商標審査業務は段階的に新しく配置された専任審査官に引き渡していく。それまで業務の成長に対応するために特別認可を受けて招聘した特許審査委員及び研究員については、逐年人数を減らし、四年後には法定編制による定員の20%を超えないようにする。

このほか、長年にわたって実施されてきた、学識者と専門家を特許審査委員に起用する制度も五年後には全面的に内部審査に転換させる方針である。

組織改編後の知的財産局は七つの業務組（チーム）（総合企画組、専利一組、専利二組む、専利三組、商標権組、著作権組及び資料サービス組並びに六つの行政チームに分かれる。一方、標準検査局も同じく七つの業務組（第一組標準組、第二組農畜水産及び化学工業検査行政管理組、第三組機械電機電子検査行政管理組、第四組度量衡組、第五組総合企画組、第六組検査組、第七組検定検査組）及び六つの行政組に分かれる。

知的財産局発足後、「知的財産権国際化、サービス電子化、審査専門化」を目標に掲げ、そして特許・商標の審査について、審査作業のスピードアップ及びサービスの質の向上のため、サービスの自動化を進め、次の通り電子化サービスを提供していく方針である。（一）特許・商標手数料の自動化システム、（二）意匠（十四万件）図面のデータベース、（三）特許書類の two dimension bar-code 自動入力システム、（四）閲覧、検索サービスに供する特許電子公報の作成、（五）国内外特許データベースの統合、検索サービスシステムの構築、（六）英文ホームページによる国際化・ネットワーク化の情報サービスの提供。

2-2 知的財産局の取り組み及び2009年の重点施策「トリプルEプラン」

2009年の重点施策は「トリプルEプラン」の一言で表現することができる。要するに、Examination、Excellence、Enforcement という三つのEプランである。

一つ目のEはExamination：

1. 特許審査に携わる人手（マンパワー）不足を解消すること。
2. 特許審査の質を確保すること。
3. 新規出願結審の数を増やすこと（09年までに5万件の目標を達成）。そのコアの部分は特許審査機能の強化である。

二つ目のEはExcellence：

知的財産関連法制の優良化が目標である。詳しくは、特許法改正案、商標法改正案、著作権法ISP法案及び著作権仲介団体条例改正案の立法化を目指す。同局によると、そのいずれも重大な法改正であり、国会を通過すれば、制度面で企業の知的財産権に対する運用と保護の強化につながるという。

三つ目の E は Enforcement :

1. 著作権の利用許諾に関する体制の確立。これには著作物を合法的に利用する考え方を定着させ、仲介団体（著作権管理団体）の利用者に対するライセンス体制の健全化が含まれる。
2. 「知的財産権保護 3 ヶ年（2009~2011）行動計画の徹底化」を推し進め、模倣品・海賊版への取締りを強化する。
3. 検察・警察機関及び裁判所等司法当局と連携しながら、知的財産権保護を確実に実行する。要するに著作物の利用と法執行機能の強化という方向で努力していく。将来的には需給双方（権利者と利用者）のライセンスをめぐる紛争を最小限に抑え、著作物の利用価値を最大限に引き出す。そして模倣品・海賊版への効果的な取締りを展開し、法律による保護を強化し、企業の投資意欲を向上させる。

一方、2006~2008 年の 3 ヶ年知的財産権保護行動計画は終了したが、2009 年から新しい 3 ヶ年計画が始まった。知的財産局が知的財産権保護行動計画を実施した結果、模倣品・海賊版撲滅、教育宣伝、水際措置、国際交流強化などで相当の成果をあげてきたが、技術の日進月歩も犯罪手法を進歩させている。国際社会は知的財産権保護問題を重く見て、各国間の経済貿易交渉における重要な議題となっている。このため、知的財産局は諸関連機関を招いて検討した結果、今まで築き上げてきた土台の上で、知的財産権保護行動計画を引き続き 3 年間実施することを決めた。

新しい 3 カ年計画は、持続的な取締りはもとより、教育宣伝、校内における知財権保護、国際社会で関心が示されている課題以外、「『ISP 法案』の立法化、模倣品・海賊版の国境に跨る流通と中継輸送問題、『商標輸出監視体制』の検討或いは統合、トレードドレス模倣行為の規制及び社名・商号における著名商標使用問題」等項目を追加している。

同計画は次の目標を掲げている。

1. 知的財産権関連政策及び法規の健全化、わが国法律制度の質の向上を目指す。
2. 模倣品・海賊版の取締り強化、法執行者の専門訓練を行い、知的財産権保護を確実に実行する。
3. 水際措置を強化し、模倣品・海賊版の取引を減らす。
4. 校内での知的財産権保護対策を引き続き推進し、確実に実施する。
5. コンピュータソフト等著作物の合法的な利用を促進し、著作物の利用許諾体制（著作権のライセンス）を確立させる。
6. 知的財産権に関する教育宣伝を強化し、国民の知的財産権に対する認識を深める。
7. 国際交流・協力を強化し、国際社会の台湾における知的財産権保護への認知度を高める。
8. イノベーション促進、企業の特許商品化への支援、国際競争力の強化に協力する。

2-3 知的財産専門人材養成

2005 年 11 月、知的財産専門人材の育成訓練プログラムが正式に決定された。知的財産局に「知的財産育成訓練学院」（智慧財産培訓学院）オフィスが設置され、産官学から知的財産分野の専門家七人を網羅したチームが養成講座のカリキュラム設計及び教材編成にあたっている。プログラムは初級と進級のクラス、さらに特許法制、特許出願審査、パテントエンジニア、特許訴訟等幾つかのクラスに細かく分けて設定されている。欧州特許庁の EPA（European Patent Academy）、アメリカの国際知的財産研究所（International Intellectual Property Institute, IIPI）の専門家を講師に招いて授業を強化し、知的財産に精通したプロフェッショナルな人材、IP 専門教育をサポートする教師のたまごを育てる揺りかごになることを目指している。

今の産業界で必要とされているのは技術の革新・研究開発に取り組む技術者だけでなく、知的財産の創出、保護、応用等知的財産を管理する面においても素質の高い人材が強く求められている。先進諸国に知的財産に関する人材の育成を目的とする専門機関が相次いで設置されていることから分かるように、研究開発の成果を保護し、会社の運営にそれを生かしていくうえで必要不可欠な人材の確保の重要性に対する認識が極めて高い。

台湾における知的財産人材の質・量が不十分なため、知的財産局としては同学院を設置することによって、企業側が進んで研究開発の成果の特許権利化し、自ら知的財産管理体制を確立して出願対象となる特許・商標の中身の向上を図ることに期待している。そのうえ、知的財産関連知識に精通した法曹を養成し、知的財産権を侵害された権利者が有効な司法救済によって権利を確保できるように、教育面で支援していく考えである。

2-4 インターネット上の著作権侵害対策

ビジネス・ソフトウェア・アライアンス（BSA）が先日発表した報告書によると、台湾の 2008 年の海賊版利用率は三年連続して減少し、39%と過去最低を更新し、しかも初めて世界平均値より低くなっている。アジア地域で日本（21%）とシンガポール（36%）に次いで三位。然しながら、海賊版ソフトによる経済損失は 2.01 億ドルに達し、64.5 億台湾元に相当する。前年の 2.15 億ドル

と同様に2億ドルを超え、台湾経済への痛手はやはり大きいと言わざるを得ない。

アジア地域の他の国を見てみると、08年の韓国の海賊版利用率は43%、インドは68%、香港は48%、そして中国は80%と依然に高い水準で推移している。

音楽、映画等デジタルコンテンツが著作権者の許諾なしにインターネットで流されたり、インターネット上のプラットフォームを利用してブランド品のノックアウトが販売されたりするケースが相次ぎ、伝統的な海賊版・模倣品の流通パターンにとって代わる傾向が目立っている。サーバー犯罪の急増にいち早く対応する必要性に鑑み、知的財産局は模倣品・海賊版のネット販売を摘発した者を対象に知財権侵害関連物品の小売価格の20%にあたる金額を民間人の通報者には報奨金、法執行機関の人員には奨励金として支給するほか、「コンピュータソフトウェア保護強化に関する実施計画」、そして「インターネット上の権利侵害抑止強化の実施計画案」の策定に向けた作業を着々と進めている。

知的財産局は法務部、教育部、電信総局、内政部警政署及び経済部所轄の関連部会、権利者団体、インターネットサービスプロバイダー等を招集して討議した結果、インターネット上の権利侵害抑止に関する実施計画案を決議した。実施期間は2005年1月1日から2007年12月31日までとし、具体的な実施要領、措置内容はおおむね次のとおりである。

- 一. 改正著作権法の宣伝強化。
- 二. ISP業者と権利者団体の連携と自律の強化。
- 三. キャンパスでのネットワーク管理強化。
- 四. インターネット上の権利侵害抑止。

インターネット上の権利侵害の抑止効果を高めるため、知的財産権保護警察隊とコンパクトディスク合同検査チームからパソコン、インターネット、科学技術関連法律知識に詳しい担当者を選び、知財局「著作権チーム」に窓口を設けて「インターネット上の権利侵害専門捜査班」を結成させ、インターネット上の権利侵害行為の取り締まりを強化する。また、これらの事件の摘発、捜査、起訴の迅速化を図るため、法執行機関の実務担当者に対する訓練を強化している。さらに事件の摘発や犯人の検挙に手柄を立てた捜査機関関係者、民間人の通報者に支給する報奨金を引き上げ、取締り担当者の実績評価を行うことによってインターネット上の権利侵害問題への積極的な取り組みを奨励する。捜査機関の摘発を免れようとして外国にあるサーバーに開設された不法サイトの摘発が困難なため、友好国間との交流・対話ルート確立も必要不可欠としている。

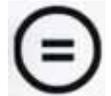
ブログにおける著作権侵害事件が多発するなか、知的財産局は、無料ブログサービスを提供する大手サイトの担当者を招き、著作権侵害対策の一環として著作権者にCC (Creative Commons) マークを表示するよう宣伝普及を促した。

「2007年のデジタル格差調査報告」によると、台湾のブロードバンド人口は1300万人を超え、そのうち三割は個人のブログを開設しており、そして七割を超えるユーザーが他人が開設したブログへのアクセスを試したことがある。

2008年に入ってからインターネット上で発生する権利侵害事件を842件摘発し、うちブログにおけるものが342件と全体に占める割合は41%に達し、昨年同期比19%の大幅増だったことが、知的財産権保護警察隊のまとめで分かり、ブログにおける著作権侵害の深刻な実態が浮き彫りになった。

このような状況に鑑み、知的財産局は過去に実施していたインターネットにおける著作権表示、いわゆるCCマークのさらなる普及促進に向けた取り組みを強化している。CCマークの表示によって、著作権者は自己の著作を保護することができると訴えている。CCマークはそれぞれ意味が異なり、例えば無断転載禁止とか、転載可能な場合、どう転載すればフェアユースかなど。表示は単独でも、複数使ってもよい。

CCマーク表示		
CCマーク	意味	説明
	氏名表示	著作者又はライセンサーが指示する方式でその氏名を表示しなければならない。但し、如何なる方法においても原作品著作者が保証することを暗示することは許されない。

	非商業的利用	商業目的でこの著作物を利用してはならない。
	同一条件でシェアする	この著作物に改ざん、変更又は修正を加えて新たに創作した二次的著作物を頒布するにあたって、この著作物に関するライセンス条項と同一又はこれに類似するものを襲用しなければならない。
	翻案禁止	この著作物の改ざん、変更又は修正を禁じる。
出所： http://creativecommons.org.tw/		

2-5 ISP 法案

インターネット上の権利侵害行為はインターネットサービスプロバイダーが提供するサービスを利用して遂行するもので、著作権への保護に大きな衝撃を与えている。これに鑑み、行政院はセーフハーバー制度を参考にし、インターネットに権利侵害コンテンツが流れるのを有効に抑制するために提出した、「著作権法の一部を改正する案」、いわゆる ISP 法案（ISP 業者の民事免責事由）が 4 月 21 日、立法院で可決され、成立した。

次に今回の法改正が著作権者、ISP 業者、ユーザーに対する影響をそれぞれ説明する。

一. 著作権者への影響

1. 著作権者はその著作権を侵害した行為について、一般の司法救済手続きを通じて実際の権利侵害者に権利を主張することができるほか、今回の改正規定により、ISP 業者に対し権利侵害に係るコンテンツ或いは関連情報を速やかに除去（削除）、いわゆる通知／除去（Notice & Take Down）することを通知し、損害の拡大を食い止めることも考えられる。
2. また、ユーザーが P2P ソフトを利用してその権利を侵害したことについて、著作権者もインターネット接続サービスを提供する ISP 業者を通じて「警告書」を当該特定 IP アドレスのユーザーに転送し、著作権侵害行為を行わないよう注意を訴えることができる。

二. ISP 業者への影響

1. ISP 業者にとって、権利者に協力して通知／除去（Notice & Take Down）手続を実行すれば、他人の著作権を侵害したとされる行為については、権利侵害を告訴されるリスク及び権利侵害容疑者と共同で民事責任を負担するを免除されることが可能である。これはいわば「セーフハーバー」である。
2. ISP 業者がこのセーフハーバーに順調に入れるために、ユーザーにサービスを提供する前に、ISP 業者はその著作権関連保護措置を明確にユーザーに告知しなければならない。またユーザーが三回にわたって著作権侵害に関わったと告知されたときは、ISP 業者はそのサービスの全部又は一部を停止することになる。

三. ユーザーへの影響

1. インターネットで権利者から許諾を受けていない音楽、文章若しくは映像のダウンロード、転載、海賊版販売又は P2P ソフトを利用した伝達を任意で行ったことを、著作権者が発見し、警告書を出したときに、ISP 業者は当該権利侵害に関わった情報を削除するほか、当該 IP アドレスのユーザーに著作権者が出した「警告書」を転送する
2. ユーザーがうっかりしてインターネットで他人の権利を侵害したようなことをしたときは、今回の法改正で盛り込んだ「通知／除去（削除）」の手続で法律の訴追を避けることができる。
3. 特に説明しなければならないのは、今回の法改正でユーザーの個人情報及びプライバシー保護は十分に配慮されている。もし、告発されたユーザーによる権利侵害情報が除去された後、「復元通知」を出して除去された情報の復元を求めなかった場合、ISP 業者はそのユーザーの個人情報を権利者に開示することができない。

本法案のポイントは次のとおり。

1. インターネットサービスプロバイダーの定義を新設する（第 3 条第 1 項第 19 号）。
2. インターネットサービスプロバイダーは第六章ノ一の民事免責事由の共通要件を適用すること

- ができる（第90条ノ4）。
3. 各種インターネットサービスプロバイダーがそのユーザーによる他人の著作権若しくは出版権を侵害する行為について、本法に定めた手続を確実に遵守すれば、賠償責任を負わなくてよい（第90条ノ5から第90条ノ8）。
 4. 情報保存サービスを提供するインターネットサービスプロバイダーが復原措置を実行するときには遵守すべき事項を定める（第90条ノ9）。
 5. インターネットサービスプロバイダーが規定により著作権若しくは出版権の侵害に関わった情報を除去（削除）するときは、ユーザーに賠償責任を負わない（第90条ノ10）。
 6. 不実の通知若しくは復原通知により他人に損害を生じさせたものは、その生じた損害について賠償責任を負う（第90条ノ11）。
 7. 主務官庁に法規命令で前掲関連新設条文の実行にあたっての細目を定める権限を付与する（第90条ノ12）。

2-6 一元化した窓口を設置、著作権仲介団体と利用者の紛争解決に努める

長い間著作権仲介団体（著作権管理団体）と利用者が利用料の徴収をめぐり争い、知的財産局はその間に立って解決策を模索している。問題は大きく分けて四つある。

1. 仲介団体が多すぎて、利用者がどの団体と著作権のライセンスについて交渉をすればよいか、利用料はどこに支払えばよいか？
2. 仲介団体の利用率の計算方法が異なり、実際の著作権管理の数と市場シェアを反映することができず、相場とかけ離れている等問題が生じる。
3. 仲介団体が刑事告発を濫用することが問題にされている。
4. 著作物利用の細分化が問題にされ、また源泉からライセンス供与を受け、利用料を徴収すべきである。

以上の問題をめぐり知的財産局が打ち出した解決策について各仲介団体と話し合いを進めた結果、ようやく合意に至り、次の結論が出された。

1. 単一窓口の設置：知的財産局に各仲介団体の合同オフィスを設置すること。
2. 仲介団体の利用率計算基準の一元化：海外の著作権管理団体の利用率等関連情報を知的財産局が収集して、各仲介団体の現行利用率が合理的かどうか？今の利用率徴収状況を把握し、利用率計算方法の一元化を各団体間で協議する。
3. 仲介団体の市場シェア調査：市場における利用率の評価は利用率徴収の根拠となる重要な参考資料であるため、最初は放送局からその利用状況を調査し、それからテレビ局、カラオケ等利用類型の利用状況について調査を行う。
4. 仲介団体の刑事告発手続：知的財産局の調整を経て、各仲介団体は刑事告訴の提起を慎重に行うことで合意した。「著作権仲介団体刑事訴追作業の流れ」に関する素案が出され、仲介団体と利用者のこれについての意見を募集してから、法務部（法務省に相当）、警政署（警察庁に相当）等法執行機関と協議する。

このほか、立法院で審議中の著作権仲介団体条例改正案が成立すれば、団体数の管理、利用料徴収のための単一窓口の設置、利用率の一元化、仮支払制度、利用者による利用率設定項目の請求、刑事責任排除制度の設計等、著作物利用市場の健全化や安定化に寄与するとの期待が大きい。

2-7 実績

台湾はかつて海賊版天国という汚名を背負い、その不名誉を挽回するために検察・警察等調査機関は連携を密にして、海賊版・模倣品の取締りに力を入れている。長年にわたる努力が認められ、2009年1月17日に米スペシャル301条項の監視国リストから指定解除された。米通商代表部(USTR)はスペシャル301条項に基づく「サイクル外レビュー」(Out of Cycle Review, OCR)の結果、2009年1月17日に台湾の「監視国リスト(Watch List)」指定解除を発表した。1998年以來の11年ぶりの指定解除で、台湾の近年の知的財産権保護への取組みが評価された形になった。

2008年4月25日、USTRが年度報告を公表した際、サイクル外レビューに関する条項を付けて依然にスペシャル301条項に基づき台湾を監視国に指定した。2001年に米側から「海賊版天国(a haven for pirates)」と非難されたほどの台湾は、8年間の努力を経て、今や技術の革新(イノベーション)と研究開発の拠点と位置づけられるようになった。

米側が特に関心を示している、知的財産裁判所の設立、校内での知的財産権侵害対策及び著作権法改正案(ISP法案)という三つの課題について、台湾当局は積極的に対処し、一応の成果をあげている。今回の指定解除について、經濟部(日本の「経済産業省」に相当)は、知的財産権保護はわが国が国際社会の一員として果たすべき義務であり、また産業発展と国際競争力の向上にも大いに関わっている、とコメントするとともに、民間及び政府の司法機関(司法院)、行政機関(教育部、法務部、税関、警政署等)、立法院の力合せが指定解除につながったと強調した。監視国指定解除

は、情報通信、ソフト、文化等知的財産権に密接に関連する産業には朗報で、投資誘致にも有利である。

1980年代の終わり頃から1990年代の初め頃まで、わが国はMTVにおける家庭用ビデオ使用、ブランド品のニセモノ、音楽CDの海賊版等問題の深刻化で強く批判され、1992年に米政府との了解覚書(MOU)締結によってどうにか優先監視国への指定を免れた。ところが、1993年になって、米側はわが国が協議内容に基づいて著作権協定を批准しなかった、商標法と特許法もTRIPS協定に合致しない等を理由に、台湾を優先国(priority foreign country)に指定した。歴史的軌跡からみて、アメリカがスペシャル301条の運用によって台湾を含む主要貿易相手国にどれだけのプレッシャーをかけてきたかが伺える。

技術の進歩につれて、米側が指摘する課題や範囲は、営業秘密法や半導体集積回路回路配置保護法からインターネット上の権利侵害、ISP(インターネット接続サービスプロバイダー)法案にまでどんどん拡大していった。米側は台湾の知的財産権に対する保護への取組みを評価する一方、今後も引き続きインターネット上の権利侵害対策に関する立法化、水際措置の強化、学校内・学術用ネットワークを悪用した著作権侵害抑止への効果的な対応策及び医薬品・医療機器への特許権保護、偽薬流通防止等を含む知的財産権保護体制強化の進展に目を光らせて注視すると釘をさしておいた。

【訳注：スペシャル301条とは、アメリカ合衆国の1974年通商法(The 1974 Trade Act)における知的財産権に対する対外制裁に関する条項。1988年の包括通商競争力法(Omnibus Foreign Trade and Competitiveness Act)により創設された。】

各機関による海賊版・模倣品の取締・摘発実績

期 間	警政署			調査局		知的財産権保護警察隊				光ディスク合同 査察チーム	
	件数	人数	摘発枚数 (光ディスク)	件数	人数	出動 回数	出動 人数	件数	人数	査察 工場数	立入検査/ 指導 工場数
2006年	5,158	5,688	1,177,523	119	180	6,209	26,597	1,935	2,057	1,076	0
2007年	6,274	7,119	636,080	115	158	6,582	29,038	2,280	2,380	1,008	117
2008年	6,093	6,656	1,396,305	70	114	6,275	28,001	2,127	1,946	916	255
2009年 1-5月	2,078	2,225	343,531	37	58	2,318	10,470	845	730	350	112

注：警政署の数値には知的財産権保護警察隊の数値が含まれている

2-8 特許法の大幅な改正に向けて

知的財産局で長いこと検討されてきた特許法改正案は間もなく提出する見通しである。未だ公聴会の段階だが、各界の意見を聴き、パブリックコメントをまとめてから立法院に送ることになっている。施行して以来最大の調整が行われる見込みで、法案の骨子だけでも説明しておく。

改正案は次の五つのスケルトンになっている。

一、ハーモナイゼーションの推進：

1. 優先権証明書類の法定補正期限について、外国人出願の利便性を考慮して、現行の「出願日から4ヶ月以内に」から「最も先の優先日から16ヶ月以内に」に改める。
2. 法定期限内に書類の補正又は特許料の納付をしない場合、故意に遅延した場合を除き、回復の申請を可能にする。
3. 公共衛生の必要に応じて、WTO加盟国なら国家緊急危難その他の緊急事態が発生した場合や公共利益増進のための非営利的使用目的であれば、発展途上国と後発発展途上国が必要とする医薬品へのアクセスを特許権の強制実施を通じて容易にする。

二、産業のニーズにあわせて：

1. 動植物特許の解禁：遺伝子組み換えが行われた動植物に関して特許出願・登録を認める。
2. 同一の者が同一の技術について同日に特許と実用新案登録出願を提出した場合、実用新案の登録が認められたときは、特許の実体審査の査定前に実用新案権の放棄を出願人に知らせ、いずれの権利を択一して行使してもらう。
3. 「特許実施」という用語を「強制授權(強制実施許諾)」に修正するとともに、「合理的な商業条件」及び「一定の期間内に協議が達成できない」という強制実施の「事由」を「前提条件」に改める。また競争制限に違反し、公平取引委員会の処分を受けた者は、処分が「確定する」のを待たずに「強制授權」の請求ができるようにする。

- 三. 特許制度そのものについて：新式様專利（意匠）の名称を「設計專利」に修正するほか、部分意匠、組物意匠、画面デザインといわれるアイコンとグラフィカル・ユーザー・インターフェイス（Graphical User Interface, GUI）に係るデザインの意匠登録出願を認める。
- 四. 権利救済：
 1. 特許権利侵害に関連する主観要件、類型、賠償請求範囲及び表示について大幅な改正が行われる。
 2. 間接侵害については、各界の意見を聴いてから決める。
- 五. その他：
 1. 外国語訳本で出願日を取得する種類に関する制限は今のところないが、今後は何らかの制限を加える。
 2. 無効審判に関し、同一出願における異なる技術について請求することができ、必ずしも出願に係る技術の全てに請求するとは限らない。知的財産局は複数の無効審判請求案件をまとめて審査することができ、また審決を一つにまとめることもできる。
 3. 特許料の追納は月ごとに割合に応じて納めさせる。

2-8-1 医薬品特許の研究・試験等の免責（セーフハーバー条項）

知的財産局は先日、特許法を大幅に改正するための公聴会を開いた際、外国の先発医薬品メーカーが特許権を享有する医薬品の特許権利期間が切れる前に、台湾の後発医薬品メーカーが当該医薬品の製造を申請するためにその成分を使って治験を行うときは、特許権を侵害するおそれがあることなどを議題に取り上げた。

このため、先発医薬品メーカーの医薬品の特許権利期間が終了する前に、国内の後発医薬品メーカーが薬事法により衛生署に薬物検査登記又は外国発売許可を申請するために行う臨床試験（治験）、研究及び其の必要な行為等が特許権の効力に拘束されないように、知的財産局は特許法を改正する方向で検討している。

医薬品に係る特許権がなお存続中の場合、国内医薬品メーカーが試験を行えるか否か？内外医薬品メーカーはこれをめぐって裁判所で争う事件が頻発している。したがって、ジェネリック医薬品と新薬について試験を実施する期間内に権利侵害になるか？同局の王美花局長は特許法第 61 条に新たに規定を設ける方針を示した。詳細は下表をご参照ください。

医薬品の試験等の免責に関する特許法改正案	
改正条文	現行条文
<p>第60条 特許権の効力は次の各号に掲げるものに及ばない。</p> <p>一. <u>商業目的によらない未公開行為。</u></p> <p>二. 研究又は<u>試験の目的で発明を実施する必要な行為。</u></p> <p>三. 出願前に既に国内で実施され、又は既に必要な準備を完了したもの。但し、特許出願人より其の発明を知ってから6ヶ月未満、並びに特許出願人が其の特許権を留保する旨の表明があったときは、この限りでない。</p> <p>四. 単に国境を通過するに過ぎない交通機関又は其の装置。</p> <p>五. 特許出願権者でない者が受けた特許権は、特許権者の審判請求因り取り消しにされたときは、其の実施権者が無効審判請求前に善意で国内で<u>実施し</u>又は既に必要な準備を完了した者。</p> <p>六. 特許権者が製造し、又は其の同意を得て製造された特許物品の販売後、当該物品を使用</p>	<p>第57条 特許権の効力は次の各号に掲げるものに及ばない。</p> <p>一. 研究、<u>教学又は試験のために其の発明を実施し、営利行為のないもの。</u></p> <p>二. 出願前に既に国内で使用され、又は既に必要な準備を完了したもの。但し、<u>出願前から6ヵ月以内に、特許出願人より其の製造方法を知り、並びに特許出願人が其の特許権を留保する旨の表明があったときは、この限りでない。</u></p> <p>三. 出願前に既に国内に存在していた物品。</p> <p>四. 単に国境を通過するに過ぎない交通機関又は其の装置。</p> <p>五. 特許出願権者でない者が受けた特許権が特許権者の審判請求に因り取り消しにされたときは、其の実施権者が無効審判請求前に善意で国内で実施し又は既に必要な準備を完了した者。</p> <p>六. 特許権者が製造し、又は其の同意を得て製</p>

<p>し、又は再販売こと。上記の製造、販売行為は国内に限らない。</p> <p>七. <u>特許権が第74条第1項第3号規定により消滅した後、特許権者が法により特許権の効力が回復し、並びに公告前に、善意で実施し又は必要な準備を完了した者。</u></p> <p>前項第3号、第5号及び第7号の実施者は、其の本来の事業目的範囲内においてのみ引き続いて利用することができる。第6号の販売をすることができる区域は、裁判所が事実に基づいてこれを認定する。</p> <p>第1項第5号の実施権者は、実施許諾に係る特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に合理的な実施料を支払わなければならない。</p>	<p>造された特許物品の販売後、当該物品を使用し、又は再販売こと。上記の製造、販売行為は国内に限らない。</p> <p>前項第2号及び第5号の実施者は、其の元来の事業においてのみ引き続いて利用することができる。<u>第6号の販売をすることができる区域は、裁判所が事実に基づいてこれを認定する。</u></p> <p>第1項第5号の実施権者は、実施許諾に係る特許権が無効審判により取り消された後、なお実施を継続するときは、特許権者の書面通知を受け取った日から、特許権者に合理的な実施料を支払わなければならない。</p>
<p>第61条 特許権の効力は、薬事法に定めた薬物検査登記許可又は国外薬物発売許可を取得することを目的として行う研究、試験及びその必要な行為に及ばない。</p>	<p>本条新設</p>

2-8-2 特許表示なしの損害賠償請求

一方、特許表示については、知的財産局では関連規定を削除する方向で検討していることがわかった。特許に係る物品の体積が小さすぎる、ばら売り、或いは特殊な性質のものだったりするもの、物品の本体若しくはその包装に表示をするのは難しい。例えばチップのような物の特許、建設工法に関する方法特許など。特許表示に関する規定が削除されたら、特許物品に虚偽不実若しくは人に錯誤を与えるような表示があった場合、商品表示法及び公平取引法で取り扱う。

【訳注】特許法第79条：特許権者は、特許に係る物品又はその包装に特許証書の番号を表示しなければならない。また実施権者又は強制実施権者にも番号の表示を要求することができる。表示を付けない場合は損害賠償を請求することができない。但し、権利侵害者が特許物品であることを知っていて、又はそれを知り得たことを証明するに足りる事実がある場合は、この限りでない。

このほか、特許権侵害による損害についても賠償金額を法律で明文化する。権利侵害者が侵害を受けた権利者が他人に実施を許諾した金額にあたる賠償金を支払わなければならない。現行特許法（日本の特許法、実用新案法、意匠法に相当）により、特許権が侵害されたときは損害賠償を請求することができるが、権利者は侵害を受けた証明、生産コスト、市場規模及び価格、侵害により減損された営業収益等に関する書類を提出しなければならない。改正案では、特許権が侵害されたときに侵害者に対して請求する損害賠償金の額を明確に定める。要するに、他人への実施許諾に受け取ったロイヤリティー（実施料）を損害賠償金の額として請求することができるようにする。

知的財産局も間接侵害を取り入れる考えを示した。これまでに特許権侵害に関する損害賠償請求は直接侵害の場合においてのみ認められるが、間接侵害を取り入れたら、直接侵害でなくても、賠償責任を負うことがある。

同局は3~4月に続々と特許法改正案に関する公聴会を開いて各界の意見を聴き、最終的な案をまとめてから、5~6月に経済部と行政院会議の審議にかける予定。早ければ次の国会（立法院）に提出する見通しである。

特許法の一部を改正する案		
ポイント	改正案	現行規定
特許侵害損害額	特許権侵害に対して請求する損害賠償金額を法律で明文化する。特許権が侵害された場合、他人への実施許諾に受け取った実施料（ロイヤリティー）に相当する金額を賠償金として請求することができる。	特許権が侵害されたときに損害賠償請求をすることができるが、権利が侵害されたこと、生産コスト、市場規模と価格、及び営業利益の減収等に関する証明を提出しなければならない。
間接権利侵害	間接侵害者にも損害賠償責任を負わせる。	特許権侵害に関する損害賠償は直接侵害の場合においてのみ認められる。
特許表示	物件による。必ずしも特許表示がはっきりしたものについてのみ損害賠償請求ができるとは限らない。	特許物品若しくは物品包装には特許証書番号を表示しなければならない。しかも表示があったものに限って損害賠償請求ができる。

2-8-3 医薬品・農薬特許権延長 発売許可証取得期間2年以上が必要な制限は撤廃へ

知的財産局は、医薬品・農薬品について発売許可証を取得する期間が2年不足する場合、特許権を延長することができない制限を撤廃する方針を示した。

医薬品・農薬品を発売する前に特許権を出願するとともに、衛生署に検査登記許可証を申請しなければならない。たとえ特許権が付与されたとしても、許可証がなければ、特許権を実施することができない。したがって、知的財産局は出願人が許可証の下付を待つ間に特許権の実施ができないことに配慮して、申請から許可証が下りるまでの期間が2年に達する場合、現行規定により知的財産局に特許権存続期間の延長を申請することができ、最長5年間延長することが可能である。

特許法改正案により、知的財産局は許可証取得期間が二年以下の場合延長ができない制限に関する規定を削除する。出願人が特許権を取得した後、許可証が下りず、特許権の実施を遅らせた場合、一回に限って最長特許権存続期間が5年間延長できる。但し、特許権権利期間の延長ができる医薬品は人体に効く医薬品に限り、動物に医療作用のある薬品については適用しない。

医薬品特許権権利期間の延長は特許請求の範囲に限る。例えば、高血圧の治療にアスピリンを使用することに関する特許出願の場合、特許権の延長は高血圧の治療用に限り、その他の用途については適用しない。このほか、国民の健康福祉の向上を図り、ジェネリック医薬品(Generic drug)の発売を早めるため、現行薬事法第40条ノ2第5項で新薬に係る特許権が登記検査申請前に行われた研究や試験に及ばないことを定めている。ただ、同規定のため、実務上紛争を生じている。特許権の効力が及ばないことに関する同規定について、関連政府機関が協議して、ジェネリック医薬品が発売される前の検査登記申請のために行われた研究・実験が特許権の効力に拘束されないことを、特許法においても明確に定めるべきであるという共通認識を達成した。

特許法の一部を改正する案（医薬品に関する）	
<p>第62条</p> <p>特許権の効力が、薬事法に定めた薬物の検査登記許可証の取得のため、研究・実験目的で発明を実施する必要な行為には及ばない。</p> <p>前項の場合は、国外での発売許可を取得するためのものについても準用する。</p>	<p>本条新設</p>

新旧条文対照表	
改正条文	現行条文
<p>第55条</p> <p>医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要がある場合において、それを特許公告後取得するときは、特許権者は一回限りで第一次許可証を以って最長5年まで特許の延長を申請することができ、かつ当該第一次許可証によっては一回に限って特許権期間の延長申請ができる。</p> <p>前項延長許可期間は、中央目的事業の主務官庁より許可証を取得するのに要した期間を超えることができず、許可証の取得期間が5年を超える場合でも、その延長期間は5年に限る。</p> <p>第1項においていう医薬品は、動物用薬品に及ばない。</p> <p>第1項の出願をするときは、証明書類を添付して、第1回許可証を取得した日から3ヶ月以内に特許所管機関に出願書を提出しなければならない。但し、特許権存続期間満了前6ヵ月以内にこれをすることができない。</p> <p>主務官庁は、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業主務官庁とともに査定方法を定めなければならない。</p>	<p>第52条</p> <p>医薬品、農薬品、又はその製造方法に係る特許権の実施について、その他の法律の規定により、許可証を取得する必要がある場合において、その取得に特許公告後二年以上の期間を要するときは、特許権者は一回限りで特許権を2年から5年間延長することを出願することができる。但し、延長を許可する期間は中央目的事業の主務官庁より許可証を取得するのに要した期間を超えることができない。許可証の取得期間が5年を超える場合でも、その延長期間は5年に限る。</p> <p>前項の出願をするときは、証明書類を添付して、第1回許可証を取得した日から3ヶ月以内に特許所管機関に出願書を提出しなければならない。但し、特許権存続期間満了前6ヵ月以内にこれをすることができない。</p> <p>主務官庁は、前項の出願について、延長期間の決定にあたり、国民の健康に対する影響を考慮し、かつ中央目的事業主務官庁とともに決定方法を定めなければならない。</p>

2-8-4 医薬品特許の強制輸出許諾に向けて

鳥インフルエンザの感染拡大等疫病の発生による公共衛生への衝撃に備えて、知的財産局は、特定の状況下で強制実施許諾の許可を受けた国内の製薬メーカーにジェネリック医薬品の製造、及び第三世界の貧しい国への輸出を認める方針が明らかになった。緊急事態に備えた強制実施許諾は既に特許法に規定されており、今回は新たに医薬品特許権の強制輸出許諾に関連する規定を追加し、強制輸入許諾についてはなお検討中ということである。

国家の緊急事態等一定の条件を満たしている場合、製薬メーカーは特許法（専利法）第76条に基づいて、特許保護期間中の医薬品について知的財産局に製造の認可を申請することができる。認可を受けたメーカーはたとえ当該医薬品の特許権者から許諾を得ていなくても、緊急的に生産することができる。但し、生産の量についてはあくまでも限定的で、また輸出するには知的財産局の許可が必要とされる。

強制輸出許諾を盛り込んだ「専利法」改正案は優先法案として国会での早期成立を目指す。

2-9 商標の横取り防止策——「著名地方特色産業産地認定原則」

知的財産局は「一郷鎮（地方や町）一特産」の政策に合わせて、全国各地方に特色のある産業、農業・漁業・牧畜業及び手工業（手工芸品）を他の地域産業或いは製品と区別すべく、その地名をその地方の産業だけが使えるようにすることによって、地方に特色ある産業又は伝統技芸の発展を続け、地方の競争力向上を目指し、さらに外国で商標の横取りなどが国地名が不正に商標登録されることのないように、「著名地方特色産業産地認定原則」を2008年か

ら起草し、各地方の特産品の一覧の作成を試みている。ただ、産地の知名度は、時代の流れ、製品の生産販売の規模、持続的な宣伝活動等客観的な要素によって変化するので、適時に一覧の改訂を行う。

認定原則の提出次第、知的財産局は各県・市政府（県庁・市庁）の管轄内に地方の特色のある著名な産業の推薦を要請するほか、今年3月6日に各地方自治体、行政院農業委員会、交通部観光局、經濟部中小企業処及び商業司等政府機関を招いて会合を開き、逐一内容を検討し、「著名地方特色産業産地一覧表」（346ヶ所の著名産地を収録）を完成したのである。アクセス先は次のとおりとなっている。

(http://www.tipo.gov.tw/ch/AllInOne_Show.aspx?path=3015&guid=5ea9e737-264b-49f0-be33-5afec5122b37&lang-zh-tw)

著名地方特色産業産地認定原則

（前略）いわゆる「著名地方特色産業産地」とは、特殊な自然又は人文環境により発展した、当地を代表できるクラスター型産業の発展を遂げ、かつかなりの知名度を有する産地をいう。その認定については次の五つの要素により総合的に判断する。

全国的声誉を博し、広くわが国消費者に熟知されている特産品であって、かつ消費者にとってその産地名称と緊密に連結し、並びに当該特産品は其の地域の代表的な産業であると認められるもの。例えば、「大溪（地名）」の「豆干」（豆腐で作った干し物やそれをしょう油などの調味料を入れて煮込んだ物）、「台中（地名）」の「太陽餅」（餡の入ったお菓子）等。

特殊な自然環境のなかで発展した特色のある地方産業。例えば、「阿里山」のお茶（阿里山茶）、「拉拉山」の「水蜜桃」（桃の一種）等。

歴史文化を伝承する価値があり、珍しくかつ其の文化を保存する意義のある産業であって、当該地域で発展した相当の規模のあるもの。例えば、「后里（地名）」のサクソフォン、「蘭嶼（地名）」の丸木舟。

伝統的な特色のある産業であって、その産地で生産した特定の製品は伝統的な技術又は独特な技術によって作られたもので、地方の独特性を表し、他の地域の同じ産業或いは製品と区別できるもの。例えば、「新埔（地名）」の柿餅、「美濃（地名）」の紙傘等。

クラスター型経済を形成している産業であって、現地の商店はクラスターとなって発展し、産業クラスターとしての経済効果を発揮している。例えば、「鶯歌（地名）」の陶器・磁器、「石門（地名）」の活魚づくし等。

2-10 地理的表示への保護強化

商標制度の国際的調和を図る観点から、知的財産局は著名商標と産地証明標章への保護強化を2008年度の重点政策に掲げた。去年の半ばから関連審査基準が相次いで公布されたのに伴い、著名商標が本来と異なる類別に登録されるのを避けるため、同局は出願審査を厳格に行う姿勢をアピールした。

同局商標グループが著名商標の保護に関する二つの中心的概念を示した。それによると、一つは、「混同誤認」の回避。要するに世間によく知られる「ただ乗り」のことをいう。もう一つは比較的新しいコンセプトである、識別力と商業上の信用の希釈化、いわば「ダイリューション」の回避。これまでの著名商標に対する保護は同一の商品（役務）分野における公平な取引秩序の維持に重点を置いていたが、今はその範囲が異なる分野にまで及ぶようになり、更なる保護を与えている。

また、二年ほど前に数多くの輸出農産品について中国における商標横取り登録が発覚され、問題になったのを受けて、知的財産局は産地証明標章、つまり地理的表示の登録を推進している。その土地ならではの自然環境から生まれた良質で、保護されるに値する農産品が外国で地理的表示によって保護されるには、まず本国で保護されているものでなければならない。

阿里山茶など台湾ならではの特産品で名を知られる産地が中国で商標として不正登録されることが相次いだことを受けて、産地団体商標出願の資格を公会、協会、農会（農協）その他公益的性格を有する団体に拡大することを盛り込んだ商標法改正案に関する公聴会が続々と開かれるなど地理的表示への保護を強化しようとする動きが活発化している。

特産品の産地名称が不正に商標登録されるのを防ぐため、知的財産局は去年に産地証明標章審査基準を制定し、同年に実施している。また WTO 加盟国として地理的表示に対する保護が義務づけられ、それを実現するためにも産地証明標章や団体商標に関連する規定を改正する必要がある。

改正案によると、証明標章の出願人は、他人の商品又はサービスを証明する能力を有する法人、団体又は政府機関に限る。その監督支配の下、出願人に代わって検査・測定又は認証をすることを、（当該商品又はサービス）関連証明力を有する機構に委託することができる。但し、証明しようとする商品又はサービスに関する業務に携わるときは、登録出願ができない（新設条文第60条ノ2）。

また、団体商標の定義を修正して、新設条文第60条ノ9第1項に「団体商標とは、商品又は役務の関連消費者がそれを法人資格を有する公会、協会その他の団体の会員が提供する商品又は役務の

標識を表示するものとして認識し、かつそれによって当該団体の会員でない者が提供する商品又は役務と区別することができる全てのものをいう。」と明確に定める。それから第2項に「商品の特定の品質、声誉その他の特性は主にその地理的出所に起因する場合、産地証明標章として登録し、保護を受けられるほか（第60条ノ1）、団体商標として登録することもできる」と定め、地理的表示への保護を明文化する。

一方、日本農林水産省が2008年11月に日本の民間調査会社に委託して台湾台北市の市場やスーパーを調べさせたところ、日本産を偽装した野菜や魚介類などの農水産品が出回っていることが明らかになったという。包装パックに日本の有名な産地が無断で表示されたり日本の高級食材ブランドにあやかったりするなど産地偽装の深刻さを浮き彫りにしている。韓国産とみられるナシが入った段ボールに「大分県日田産」、中国産のニンジンと玉ねぎが「ホクレン」、「JAきたみらい」と表示されたダンボールに入れられ、日本産として販売されていた。農水省知的財産課の話では、「産地偽装が広がっており、継続的に調査する。余にも悪質なケースは産地の自治体に知らせ、日本の公取委にあたる公平交易委員会（通称、「公平会」）に告発するなどの措置を取ってもらう」という。

日本産ブランドを守るため、農水省では海外での偽装や模倣品を監視する組織「農林水産知的財産保護コンソーシアム」を設立する方針で自治体担当者に協力を求めた。6月19日に設置される監視組織では、主に台湾、中国、韓国で違法な偽装や模倣品の調査を行い、確認した場合には、海外当局に異議申立や通報するほか、訴訟を起こすことなども検討している。

これを受けて、公平会はニュースリリースで、「マスコミが報道した、日本農水省の調査で、日本の産地名に類似する「包装」或いは「表示」を使っているが、実際は日本産でない農水産品が台湾市場で出回っていることについて、業者が他人の商標を包装に不実に表示した場合、商標権を侵害する疑いがあり、また農産品市場取引法・商品表示法に違反する可能性がある。告発を受けた場合は農業委員会や経済部等関係当局に移送して処理してもらう」、という。

さらに、業者が商品の包装以外、「広告」においてもその商品を日本産と偽って宣伝した場合は公平取引法第21条第1項に反するおそれがあり、商品の産地について虚偽不実又は誤解を与えるような表示をしたものは厳しく罰するという。

公平会は業者に対し、広告掲載若しくは市場取引は公平取引法に則り行わなければならない、同法に違反することがあれば、新台幣ドル5万元以上2,500万元以下の過料が科される、と呼びかけている。

特産品を生産する地名が不正に商標登録されている問題に直面しているのは台湾だけではない。日本の地方特産品が台湾で商標登録されているケースもしばしば耳にする。例えば日本の香川県観光交流局は、台湾のうどん屋「土三寒六」を「さぬき大使館」として認定し、讃岐うどんの旨味を通して台湾での認知度を高め、イメージアップを図っている。台湾でさぬき大使館の認定を受けたのは「土三寒六」だけ。ところが、「土三寒六」は看板に「讃岐」という文字を使ったことで商標権者から警告書が届いている。これを受けて、台湾における約400社の日系企業からなる「日本商工会」は先日、「讃岐」、「青森」、「佐賀」など日本地名の商標登録を取り消すよう台湾経済部（経済産業省に相当）に訴願を提起した。日本の地名が台湾で商標になっていることに厳しい目が向けられている。

「讃岐」の商標権を有する大手企業「南僑」はかつて香川県のうどん業者にうどんの作り方を学び、台湾で讃岐うどんの冷凍めんをスーパー等で販売している。「南僑」は十年ほど前に「讃岐」について商標出願し、登録を受けている。「南僑」によると、十年前に三億元をかけて讃岐うどんの生産ラインを開発し、流通ルートの拡大に力を入れてきたことが讃岐うどん消費の推進や認知度向上の大きな手がかりになっているという。

「讃岐」が台湾企業の商標となり、香川県の「さぬき大使館」認定を受けたうどん屋がかえって「讃岐」の使用を禁止されていることほど理不尽なことは無いと日本関係者は思うだろうが、「讃岐」うどんの商標登録はすでに十年間を超え、これを取り消すには十分な証拠が求められると知的財産局長はいう。登録してから五年間を超えた商標についての取消し請求は更に出願人が悪意で登録したことを証明しなければならない。

日本商工会は「讃岐」の商標登録について取り消しを求めるとともに、日本の地名や典故が商標登録されることのないように商標審査の参考資料として知的財産局にリストを提供している。

台湾で商標登録された日本の地名：

地名	指定商品（営業項目）
青森	農産品の小売り、建材、下着・パジャマ、美容化粧品
佐賀	オートバイ、釣り用具、レストラン、缶詰、薬品
博多	即席ラーメン、ゴム
宇治	飲料

熊本	食品、メガネ
東京	服装、工業

3. 經濟部「査禁模倣商品小組」（模倣品対策班、2006.01.01 に撤廃）

知的財産権に対する保護政策を着実に進めるため、1981年3月13日、經濟部は「査禁模倣商品小組」（通称、「禁倣小組」）を発足させた。模倣品に関する通報を受け付けるほか、模倣品対策や執行計画の策定・推進、そして常に先頭にたつて検察・警察・調査機関と協調しながら捜査・取締活動を仕切ってきた。産業界に自社ブランドの立ち上げを奨励し、知的財産権を保護する重要性・必要性を宣伝普及させ、商業倫理・市場秩序を建て直すことによる国のイメージアップに努めた。

2003年1月1日に知的財産権保護警察隊が発足し、翌年11月1日に法制化されたことによって、台湾における知的財産権保護、そして模倣品問題への取り組みは新しい節目に向かって歩き出した。これを機に、同チームはもうこれ以上独立して存続する必要がなくなったとの判断から、廃止することになった。今まで模倣品対策で核心的な機能を果たしていた「禁倣小組」もとうとう終幕を迎えた。

同チームの役目は經濟部で各省庁を横断した「知的財産権保護協調報告会議」、高等検察署で設置した「知的財産権保護専門プロジェクト報告会議」、内政部警政署下の「知的財産権保護警察隊」が引き継ぎ、模倣品・海賊版との戦いはまだ続いている。

4. 經濟部「光ディスク合同査察チーム」（光碟聯合査核小組）

4-1 紹介

光ディスク製品が違法コピーに悪用される海賊版を効果的に取り締まるために、2001年11月16日に「光ディスク管理条例」が制定された。經濟部は同条例に基づいて、さらに「光ディスク管理業務及び査察作業実施要点」を策定し、所轄国際貿易局、工業局、知的財産局及び標準検査局の関係者をかき集めた「光ディスク合同査察チーム」を結成させ、法律に基づいて設立された光ディスクメーカーを対象に全面的に査察を行っている。同チームは発足当初、臨時的に編成された組織であり、任務の遂行に必要なときに上記四つの関係機関から人員を派遣して共同で査察を行う形をとっていたため、これと比べてめばしい成果がなかった。2002年、經濟部は光ディスク査察業務の統合を図るため、「光ディスク合同査察チーム併合計画」のもと、同年9月から上記四つの機関からそれぞれ二人の担当者を内政部警政署保安第二本隊の本部に派遣し、同警察隊とともに機動的に行動する体制を取り入れた。2003年1月、知的財産権保護警察隊の発足に伴い、同チームは再び拠点を移転した。

査察は検査対象になる工場への事前通知はせず、警察の立会いの下、不定期に行われている。通報があったときは、優先して処理する。

知的財産局による「インターネット上の権利侵害防止策」の実施にあわせて、光ディスク合同査察チームは知的財産保護警察隊、知的財産局のスタッフと「インターネット上の権利侵害合同査察専門プロジェクトチーム」を結成し、取締りを強化して積極的にインターネット上の知的財産権侵害事件の摘発に取り組んでいる。

4-2 2006～2009年1-5月の実績

光ディスク合同査察チームによる査察状況		
	査察件数	立入り検査・指導工場数
2006年	1,076	0
2007年	1,008	117
2008年	916	255
2009年1-5月	350	112

情報源：光ディスク合同査察チーム

5 經濟部「国際貿易局」

5-1 紹介

国際貿易局（国貿局と略称する）は1969年1月1日に発足した。経済・貿易環境の変化に対応して何度も組織の再編成を図った。近年、貿易の自由化にあわせて、輸出入管理にネガティブリストを導入すると同時に、輸出入許可の申請件数を減らそうと、許可不要の項目を増やした。一方、外国との経済貿易上の関係を強化するため、国際的経済貿易組織の活動にも積極的に参加している。

5-2 所管業務

所 管 業 務

第一組 輸入業務及び貨物分類業務	第一科 輸入総合業務、ハイテク、車両関連商品の輸入管理	第二科 農産品、水産物、紙製品及び印刷物の輸入管理	第三科 紡績品、金属、機械、電子及びその他の貨物輸入管理	第四科 輸入許可及び鉱産物、化学品等の貨物輸入管理
第二組 輸出業務及び輸出入業者登記管理	第一科 総合業務及び輸出入業者登記管理	第二科 農、林、漁、鉱業及びハイテク	第三科 紡績品管理及び輸出産地表示	第四科 知的財産権、輸出貿易紛争処理及び優良業者の表彰
第三組 WTO、OECD 及びその他の国際経済貿易組織関連業務	第一科 WTO (1) 及び総合業務	第二科 WTO (2) 及び OECD 業務	第三科 WTO (3) 及びその他の国際経済貿易組織業務	
第四組 APEC、アジア太平洋地域及び中国大陸との経済貿易業務	第一科 APEC 関連業務	第二科 アセアン及び南アジア	第三科 中国大陸、香港、マカオ及びモンゴル	第四科 日本、韓国、オーストラリア、ニュージーランド及びオセアニア州
第五組 ヨーロッパ、アメリカ、アフリカ及び中東地区との間の経済貿易業務	第一科 アメリカ、カナダへの輸出拡大計画の実行、経費の確保・管理	第二科 ヨーロッパを中心に、外国駐在機関の考査、外資招待作業	第三科 中南米、中東及びアフリカを対象に、外国駐在機関の成績考査、勤務評定、外資招待	
総合企画委員会	第一科 総合企画業務	第二科 研究・考査		
秘書室	文書科	事務科		
貨物商品分類委員会 商品分類の審議及び編集・印刷				
人事室				
会計室				
統計室				
政風室（風紀室）				
資訊中心（情報センター） 国際貿易行政情報システムの企画と実行				
異議申立審議委員会 貿易処分に対する異議申立の審議				
紡績品検査チーム	紡績品検査業務			
高雄事務所	第一科 輸入総合業務	第二科 輸出総合業務及び輸出入業者登記	第三科 高雄事務所総合業務	

5-3 知的財産権輸出管理

貿易法第 2 条により、貿易は貨物及び貨物に付随する知的財産権の輸出入行為及びその関連事項を含む。知的財産権の範囲は商標権、特許権、著作権及びその他法律によって保護される知的財産権に及ぶ。また、貨物輸出管理弁法第 3 章及び第 4 章にも商標の表示、物品に著作がつく場合の輸出に関する規定が置かれている。輸出品における商標の不正な表示のないように、国際貿易局と財

政関税総局が共同で「商標輸出監視システム運営執行手続き」を制定しており、登録商標への保護を強化している。海賊版コンピュータプログラムの輸出は著作権者に損害を与えるのみならず、国のイメージダウンにもなりかねないので、コンピュータプログラム関連製品輸出管理制度をも導入している。

5-3-1 商標の表示について

- (1) 輸出品の本体又はその内外の包装又は容器に商標が表示された場合、輸出者は自らその商標権の帰属について確認しなければならない。他人の登録商標を無断で商品に表示することができない。
- (2) 輸出に際して、輸出者は輸出品に表示された商標の見本を正確に通関書類に明記し、又は貼付しなければならない。商標の表示がないものは「商標なし」と明記する。
- (3) 商標が表示された貨物を輸出するときは、輸出申告書類に「商標なし」と記載することができないが、再輸出の外国貨物等について例外に認める場合がある。

6 經濟部「標準検査局」

標準検査局は「光ディスク管理条例」に基づき、光ディスク製品に SID コード（出所識別コード）が確実に表示されているかどうか、検査を実施している。検査をクリアしなければ、国内で販売することも輸出することも禁止される。

7. 内政部警政署「知的財産権保護警察隊」（通称、「保智大隊」）

7-1 紹介

行政院長（総理大臣に相当）の指示により、内政部警政署（日本の警察庁に相当）「保安警察第二総隊知的財産権保護警察隊」の発足式典が 2003 年 1 月 1 日に行われた。特にこの日を選んだのは、知的財産権保護への取り組みが新たな段階に入ったことを意味付ける狙いがあったからだ。同警察隊は本来の保安警察第二総隊（本隊）の隊員からなり、総勢 220 人が知的財産権侵害事件の摘発、模倣品・海賊版の取締に投入されている。大隊の下に三つの中隊があり、第一中隊に台北分隊、花蓮東部分隊、サーバー犯罪捜査チーム、光ディスクチーム、新聞折込広告（による海賊版販売）チーム、第二中隊に桃園分隊、台中分隊、第三中隊に嘉義分隊、高雄分隊がそれぞれ設置されている。製造業者、中間卸商、小売店を重点対象に綿密な捜査網を張り巡らし、発足して 6 年半、海賊版・模倣品の取り締まりに中心的な役割を果たしている。

インターネットを利用した犯罪の頻発に対応して、警政署は個別案件への奨励金の引き上げ、特別採点基準の導入、捜査設備の充実化等様々な対策を打ち出し、所轄機関に取締強化を指示している。その一環として知的財産保護警察隊ではサイバー犯罪捜査チームを設置し、サイバー犯罪の情報分析や摘発に当たっている。当然のこと、サイバー犯罪摘発専門の第九捜査隊（通称「偵九隊」）との協力捜査もサイバー犯罪事犯の検挙や摘発での活躍ぶりが大いに期待されている。

7-2 2003~2008 年度の知的財産権侵害事件の摘発実績

知的財産権保護警察隊における知的財産権侵害事件の摘発状況

	総計			著作権法違反			商標法違反			出勤回数	動員人数
	件数	検挙人数	侵害物品金額 (概算) 台湾元	件数	検挙人数	侵害物品金額 (概算) 台湾元	件数	検挙人数	侵害物品金額 (概算) 台湾元		
2003 年	2,017	1,025	6,624,092,380	1,748	715	5,229,471,150	269	310	1,394,621,230	4,110	36,990
2004 年	1,219	1,052	8,859,996,712	659	429	7,149,906,312	560	623	1,710,090,400	3,902	30,511
2005 年	1,428	1,593	7,914,724,219	495	576	4,852,194,571	933	1,017	3,062,529,648	4,933	18,771
2006 年	1,935	2,057	22,361,047,633	1,042	1,093	20,371,087,029	893	964	1,989,960,604	6,209	26,597
2007 年	2,280	2,380	33,282,815,427	1,087	1,100	30,625,876,145	1,193	1,280	2,656,939,282	6,582	29,038
2008 年	2,127	1,946	14,708,633,989	1,254	988	12,624,836,737	873	958	2,083,797,252	6,275	28,001
合計	11,006	10,053	93,751,310,360	6,285	4,901	80,853,371,944	4,721	5,152	12,897,938,416	32,011	169,908

注：以上の数値には他の機関との合同捜査で摘発した事件が含まれている。

8 内政部警政署「刑事警察局第九捜査隊」（通称、「偵九隊」）

刑事警察局第九捜査隊の前身は 1996 年 9 月に刑事警察局情報室の下に設置されたコンピュータ犯罪チームである。その後、1998 年 8 月、全国各県・市警察局にコンピュータ犯罪チームを設立し、

コンピュータ（サイバー）犯罪の捜査及び予防にあたっている。1999年7月、情報室に所属していたコンピュータ犯罪チームの編制を拡大して、ハイテク犯罪捜査を専ら担当する第九捜査隊（第一チームと第二チーム）を結成した。第九捜査隊発足後、まもなく2001年11月、第三チームを設立させ、さらに2003年1月にコンピュータ技術チームを、現在は、メンバー30名で四チームに分けてハイテク犯罪事件捜査に専念している。

同捜査隊の主な職務内容は、「ハイテクを駆使した重大な犯罪事件の捜査」及び「ハイテク犯罪情報科学技術の収集・研究」。

ハイテクの発達に法律が追いつかないので、事件解決率の低下による治安の悪化が懸念されている。そこで、全国における重大な犯罪事件の捜査及び刑事政策の策定を司る刑事警察局は情報室及び情報通信監察センター等技術幕僚機関、そしてサイバー犯罪専門の第九捜査隊、電信警察隊を統合して、「ハイテク犯罪防止センター」を結成し、2006年4月7日に発足した。

第九捜査隊は、著作権法違反、出会い系サイトにおける詐欺事件、ハッカーの不法侵入による営業秘密の窃取、オンラインゲームによる著作権法違反、日本語書籍ファイルの違法開示、海賊版販売、個人情報法の違法販売、アカウント・パスワードの窃取、贗ブランド品のネット販売等インターネットを悪用した知的財産権侵害事犯を数々検挙し、これまでの活躍ぶりは大いに評価されている。

9 内政部警政署「経済チーム」

9-1 知的財産権保護関連業務

- ▶ 知的財産権保護強化活動実施計画案の策定
- ▶ 海賊版・模倣品撲滅への取組み強化
- ▶ 全国一斉取締活動実施計画案の策定
- ▶ 警察機関における海賊版掃蕩作戦実施計画の策定
- ▶ 知的財産局の知的財産権保護活動に協力
- ▶ 露天商が集中のナイトマーケット 30 箇所、光ディスク製造工場 67 箇所をパトロール

10 財政部「税関（関税総局及び各地税関）」

10-1 沿革

関税総局は最初は「海関総稅務司署」という名称で、1854年に設立された。関税の徴収はもちろん、西洋から伝わってきた新しい考え方や制度を導入し、海軍の建設、港務、郵政、運航補助設備、気象、教育、外交などの活動にも積極的に取り組んだ。そのうち、港務、郵政は一時税関が所管することになっていたが、港務局、郵政総局の発足にともなって、関係業務の引継ぎが行われた。運航補助設備の管理については、税関が引き続きその責任を負う。中華民国の建国後もこの組織編成で運営していた。1991年2月1日付けで「財政部関税局組織条例」が公布され、「財政部関税局」になった。

本局は財政部に属し、関税業務の執行機関である。そして、関税司は財政部内部の幕僚機関であり、関税業務に関する政策決定並びに法令の研究・制定を掌る。

10-2 組織構成

関税総局に、総局長一人、副総局長一人、主任秘書一人を置く。総局の下に課徴、課税原則、取締り、検査及び見積り、保税及び税金還付、税関業務、情報処理、総務の八ヶ処、人事、経理、統計、法制、監督・査察、風紀の六ヶ室、並びに訴願審議、輸入貨物原産地認定の両委員会及び課税原則分類・見積りの評議会が置かれている。

10-3 税関の取組み及び水際措置

総局は関税の課徴、密輸の取締り、保税・税金還付、貿易統計、運航補助設備の建設及び管理を掌るほか、その他の政府機関の委託による税金や手数料の徴収、管制をも行う。ここ数年、次々と業務の効率化を図る措置をとってきた。例えば、24時間態勢の輸出入貨物の通関自動化、入国通関手続きの簡素化を導入して、効率的な税務行政やサービスの質の向上を実現している。近年、国際郵便を利用した海賊版・模倣品の輸入が激増するのに対応するため、2005年3月から全国際郵便物をエックス線検査装置にかける措置をとっている。

TRIPS 協定第三部——知的所有権の行使では、加盟国に対して輸入の知的財産権関連製品についての水際措置をとることを義務付けている。台湾は知的財産権保護政策を確実なものにするため、輸出品の検査に多額の金員を注ぎ込んで、「コンピュータプログラム関連製品輸出管理制度（Export Monitoring System）」、「商標輸出監視システム」を導入したり輸出貨物検査を実施したりするなど、海賊版や模倣品の海外への流出を食い止めることに努めている。

水際措置は大別して申立てによる差し押さえ、職権による差し押さえ、司法機関の介入による差し押さえ又は準司法機関による差し押さえに分けられる。

現行商標法第 65 条から第 68 条まで、及び著作権法第 90 条ノ 1 と第 90 条ノ 2、「税関による著作権又は製版權（出版権）侵害物品の差し押さえに関する実施方法」、「税関の協力による特許・商標及び著作権益保護措置の実施に関する作業要点」は、わが国税関が商標権及び著作権侵害物品を差し押さえるにあたっての法的根拠である。

前掲規定により、著作権者又は商標権者が輸出入貨物とその享有する商標権又は著作権を侵害すると認めるときは、書面をもって財政部関税総局又は各地関税局に告発し、権利侵害疑義貨物の差し止めを申し立てる。権利者は侵害物品の詳細をどう認定するかを説明し、権利侵害の事実を釈明しなければならないし、輸出入業者の名称、貨物の品名、輸出元・輸出先（港）及び期日等関連資料、及び商標登録又は著作権証明書類を、税関が差止の申立てを受理するかどうかを判断するのに十分な資料を提供する必要がある。

税関が上記書類を審査した後、告発の内容が不一致で、或いは具体的でない認め、受理を拒否した場合は、権利者に不受理の理由を説明すべきである。もし、税関が差し押さえの申立てを受理すると決めた場合、或いは告発の内容と一致する貨物を発見した場合には、直ちに商標権者・著作権者に通知し、一定の時間内に税関に来てもらい、侵害物品かどうか認定させる。

税関が職権による差し押さえをするには「一時的に差し押さえる」措置というものがある。TRIPS 協定に照らし合わせて、著作権法第 90 条ノ 1 に「一時的に差し押さえる」措置を設けている。また「税関の協力による特許・商標及び著作権益保護措置作業要点」に基づき、税関が職務遂行において、輸出入貨物が商標権及び著作権を侵害するおそれがあると発見したときに、自ら進んで関税法、税関密輸取締条例、貿易法、著作権法、商標法等関連規定に基づいて差し押さえを行うことができる。税関からの通知を受けた権利者が現場に赴き、侵害物品かどうかについて認定に協力し、著作権侵害物品と判断したときに税関は職権により、一時的に差し押さえることができる。この措置をとった後、権利者は営業日三日間以内に、規定により税関に差し押さえを申し立てたり、或いは民事・刑事訴訟手続をとらなければならない。さもなければ、通関に関する他の規定に反しない限り、税関は直ちにこれらの貨物の通関を認めなければならない。

10-3-1 「税関の協力による特許・商標及び著作権益保護措置の実施に関する作業要点」

- 一、特許権者、商標権者及び著作権者の権益を保障し、WTO「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」の主旨及び我国関連法令に基く公平公正の原則に於いて、正常な国際貿易を促進し、通関の障害発生を回避する為、特に本要点を制定する。
- 二、本要点は商標権及び著作権について、原則的に告発保護の方法を採用し、商標権者及び著作権者、権利者の被許諾者又はその代理人、権利者の代理人、権利者団体（以下、権利者等と略称）より、税関にこれを告発するものとする。但し、税関は権利者等の提示を経るか、他機関の通報又は職務執行の際に、商標権及び著作権侵害の虞のある輸出入貨物を発見した場合、関税法、税関密輸取締条例(海関緝私条例)、貿易法、著作権法、商標法、民事訴訟法及び刑事訴訟法等の関連規定に従い処理する。
- 三、特許権侵害案件について、司法機関による仮処分裁定を経て関連製品の輸出入を暫時停止する場合、特許権者（被許諾者にのみ属するものを含む）により被疑案件貨物の輸出入日及び地点、輸出入運輸機関名称、便名等の具体的な資料又は輸出入申告書番号が提供された後に、税関が協力して行う。但し、貨物が既に通関している場合は、この限りではない。
- 四、本要点告発保護の作業手順は以下のとおり：
 - (一) 権利者等は輸出入貨物について商標権又は著作権侵害の虞がある場合、書面で財政部関税総局又は輸出入地関税局に告発を提起すべきであり、告発時には下記資料を提出すべきである。
 1. 権益侵害事実及び侵害物を識別するに足る説明。
 2. 輸出入業者名称、貨物名、輸出入港及び日付、航空（船舶）便名、コンテナ番号、貨物保管地点等の関連する具体的な資料。
 3. 商標登録文書、著作権証明又はその他、著作権を認定するに足る文書。代理人ならば、代理証明文書を添付しなければならない。
 - (二) 税関は前号の告発を受けた後に、告発内容が具体的であるかどうかを検討し、もし告発を受理する場合は権利者等に通知すべきある。もし不受理であっても通知し、(必要な時は説明の為、権利者等に出頭するよう通知することができる。) 不受理の理由を説明しなければならない。
 - (三) 輸出入貨物の検査を経て、告発内容と一致した場合：
 1. 税関は直ちに電話及びファクシミリで権利者等に通知し、権利者等は通知を受けてから一定時間内（航空輸出：四時間；船便輸出入及び航空輸入：一営業日）に税関へ出向いて認定を行うべきであり、また、通知を受けてから三営業日以内に権利侵害証明文書を提出しなければならない。権利者等に正当な理由があっても上記期限内に提出できない場合、書面で理由を釈明し税関に延長を申請することができるが、一度限りとする。

2. 税関は別途、電話及びファクシミリで輸出入者に通知し、輸出入者は通知を受けてから三営業日以内に許諾文書又はその他権利侵害がないことを証明する文書を提出しなければならない。輸出入者に正当な理由があつて上記期限内に提出できない場合、書面で理由を釈明し税関に延長を申請することができるが、一度限りとする。
- (四) 権利者等による権利侵害証明提出を経て、商標権侵害が疑われると認定された場合：
1. 輸出入者が前号第二目に規定された期限内に許諾文書、又はその他権益侵害がないことを証明する文書を提出できない場合、税関は商標法第八十二条規定に従い案件を全て警察当局に移送する。(經濟部智恵財産局へも通知)。
 2. 輸出入者が前号第二目に規定された期限内に許諾文書、又はその他権益侵害がないことを証明する文書を提出した場合、税関は直ちに権利者等に通知すべきである。
 3. 権利者等は前目の通知日より三営業日以内に、商標法第六十五条第一項規定に基づき税関に事前押収を申請するか、又は税関が押収執行に協力するよう裁判所に保全手続きを申立てることができる。被押収者も商標法第六十五条第四項規定に基づき、税関に対しての押収処分取消し請求、又は裁判所に対して保全手続きの取消しを申立てることができる。
 4. 権利者等が前目規定期限内に、商標法第六十五条第一項に基づく税関への事前押収申請、又は裁判所への保全手続き申立てを行わなかった場合、もし他の通関規定違反がなければ、税関で代表的なサンプルを採取した後に、貨物を通関させる。
 5. 権利者等が税関に押収申請し、税関が通知を受理して押収した日から十二日以内に、権利者等が商標法第六十一条規定に基づく押収物を侵害物とする訴訟提起、及び税関への通知を行わなかった場合、税関は押収を取消すべきである。またもし、他の通関規定違反がなければ、代表的なサンプルを採取した後に、貨物を通関させる。税関は必要に応じて上記期限を十二日延長することができる。
- (五) 権利者等による権利侵害証明提出を経て、著作権侵害が疑われると認定された場合：
1. 輸出入者が第三号第二目に規定の期限内に許諾文書又はその他権利侵害事情がないことを証明する文書を提出できない時、税関は著作権法第九十条の一の規定に従い暫時通関差止め措置をとり、権利者等に通知する。(經濟部智恵財産局へも通知)
 2. 税関が暫時通関差止め措置をとった後、権利者等が通知を受けた日から三営業日以内に著作権法第九十条の一の規定に基づく税関への押収申立てをしないか、又は権利保護の為の民、刑事訴訟手続きを行わない場合に、もしその他通関規定違反がなければ、税関は直ちに通関させるべきである。
 3. 輸出入者が第三号第二目規定の期限内に許諾文書、又は他の権利侵害事情がないと証明する文書を提出した場合、税関は直ちに書面で権利者に通知しなければならない。権利者等は通知を受けた日から三営業日以内に、著作権法第九十条の一の規定に基づく税関への事前押収申立て、又は税関に押収の執行に協力してもらう為の裁判所への保全手続き申立てを行うことができる。期限を過ぎても手続きが行われないう場合、もしその他通関規定違反がなければ、税関は代表的なサンプルを採取し主務官庁に参考として送付し、貨物を通関させるべきである。
 4. 権利者等が税関に押収申請し、税関が通知を受理して押収した日から十二日以内に、押収物を侵害物とする訴訟が提起されたとの告知がなかった場合、税関は押収を取消すべきである。またもし、その他の通関規定違反がなければ、代表的なサンプルを採取した後に、貨物を通関させる。税関は必要に応じて上記期限を十二日延長することができる。
- (六) 権利者等による商標権や著作権侵害の事情がないと認定されたか、又は期限を過ぎても税関に出頭して認定しないか、又は権利侵害証明文書の提出がなかった場合に、もしその他通関規定違反がなければ、税関は通関させる。
- 五、権利者等の提示、又はその他機関の通報を経て、もし税関が輸出入貨物と提示又は通報の商標権や著作権侵害貨物の外観が明らかに一致していることを発見した場合：
- (一) 税関は権利者等に認定に協力するよう通知するとともに、貨物輸出入者に許諾文書又は他の権利侵害事情がないことを証明する文書を提出するよう通知しなければならない。もし税関が権利者等の連絡資料を得られないとき、電話及びファックスで經濟部智恵財産局に関連の協力を求めることができる。もし、税関が經濟部智恵財産局に電話ファックスした日から一営業日以内に関連資料を得られず、その他輸出入通関規定違反事情もない場合、税関は代表的なサンプルを採取した後に貨物を通関させる。
 - (二) 権利者等は税関からの通知を受けた後、商標登録文書、著作権証明又はその他著作権を認定するに足る文書(例えば、代理人であれば、代理証明文書の添付が必須)を提出して認定に協力するべきである。
 - (三) 関連作業手順は第四点規定を準用する。
- 六、もし司法機関が輸出入貨物の具体的な商標権や著作権侵害の事実証拠を掌握し、書面による税

- 関への通知、又は押収命令が出されたときに、税関が疑わしい貨物を発見した場合、押収執行に協力すべきであり、貨物とともに案件を全て当該機関による処理の為に移送すべきである。もし貨物の保管が困難である場合、貨物を倉庫に保管するか、コンテナ集積所又は航空貨物集積所等の元の貨物保管場所に保管することを権利者等に要請するよう当該機関に求めることができる。
- 七、税関による職務執行時に、輸出入貨物の外観から明らかに商標権及び著作権を侵害している虞があるものが発見された場合の作業手順は以下のとおりである。
- (一)商標権侵害が疑われる案件の処理は、その手順について第四点第三号、第四号、第六号規定を準用して処理する。
- (二)著作権侵害が疑われる案件の処理は、その手順について第四点第三号、第五号、第六号規定を準用して処理する。
- (三)もし税関が権利者等資料が得られないとき、電話及びファックスで經濟部智恵財産局に関連の協力を要請することができる。もし、税関が經濟部智恵財産局に電話及びファックスした日より一営業日以内に関連資料を得られず、その他輸出入通関規定違反事情がない場合、税関は代表的なサンプルを採取した後に貨物を通関させる。
- 八、貨物について司法機関の判決を経て商標権や著作権侵害事実が確定したとき、税関は始めて権利者等に、権益侵害貨物の送り主、輸出入業者、荷受人及び関連権益侵害物品の数量等資料を提供することができる。(責任者氏名、会社名称、住所等を含む)。

10-3-2 特許権侵害物品の差し押さえ

特許権が侵害されているかどうか、著作権或いは商標権のように外見から判断するわけにはいかないので、特許件侵害事件は裁判所の仮処分を仰ぎ、権利者が侵害疑義貨物に関する輸出入資料を提供するのを待ってはじめて税関に仮処分の執行を協力してもらうことができる。実務上、企業が民事訴訟法により仮処分又は暫時的な状態を定める仮処分を申立て、予め侵害物品を差し押さえるケースが少なくないが、裁判所は仮処分の裁定をすることはそうは多くない。また、2008年7月1日に知的財産案件審理法が施行されてから、証拠保全の必要性について、裁判所は申立人が事件で勝訴する可能性(勝算があるかどうか)を斟酌しなければならないので、仮処分の申立てを審理するときに、特許権が取り消され、又は廃止される原因があるか、関連権利侵害事実証拠を検証したうえで、勝訴の可能性を判断する。税関が権利者に協力して特許侵害物品を差し押さえる確率は高いとはいえない。

10-3-3 商標輸出監視システム

登録受理機関：經濟部國際貿易局
執行機関：税関

知的財産権の保護を着実に進め、不法コピー商品の外国への流出を食い止めるために、国際貿易局及び関税総局は関連機関と連携して、『商標輸出監視システム』を導入し、1994年10月1日に実施を開始した。輸出品に表示された商標は同システムで商標権者による登録手続きが完了した商標を不正に使用されていないかを税関においてチェックする仕組みになっている。有料制で登録された商標のデータベースを利用し輸出貨物を対象にサンプリング検査を行う科学的な管理システムの導入によって、水際取締の効果を高めることを目的としている。

□概要

經濟部國際貿易局は1994年10月下旬に、輸出品の商標登録作業の準備を整えた。同作業はC・C・Code(Standard Classification of Commodities of the Republic of China Code)によって分類される項目に従って登録を行うが、細かな分類で登録項目の増加を防ぐため、最低の6桁だけを採用して分類の簡素化を図った。

上記の通りに輸出業者には自社が取り扱う輸出品目に使用する商標について申告し、申告の対象となる商標を使用する権限のあることを証明する書類の提出も義務づけられている。しかし、輸出業者が誠実に申告するかを問わず、不特定の対象に対して検査が行われる。検査で貨物に使用された商標とその品目が監視システムで登録済みの商標及び指定商品と一致する場合、輸出業者の当該商標の正当な使用権限の有無について調査する。輸出業者が当該商標の権利者の使用許諾を受けていない者である場合、税関は輸出業者に商標権者の指定書類、又は使用許諾書、その他不正使用の事実のないことを証明するに資する書面の提出を命じ、書面を審査した上で通関を許可する。監視システム登録済みの商標と類似するもの場合、税関は類似の度合により混同誤認を生じさせるおそれがあるかどうかを判断し、前述のような措置を取るか、或いは輸出業者に商標の不正使用の事情のないことが明記される旨の誓約書を提出させ、商標権侵害のないことを確認してから通関を許可し、関連主務官庁に事後検査を行うよう照会する。

同システムは外圧に屈した形で出来上がった制度ではあるが、商標を盗用する商品の取締強化に寄与することを期待されている。特に通関の過程を長引かせることなく知的財産権侵害行為を効率的に取り締まることができる点において高い評価を受けている。

□商標輸出監視システムを利用する際の具体的手続き

A. 申請者の資格

- (1) 台湾で商標登録を受けた商標権者
- (2) 他国で商標登録を受けた商標権者で、知的財産局に商標登録出願をした者、又はその商標が著名商標であることを証明できる者、のいずれかに該当する者。

B. 申請に必要な書類：

登録を申請するには、「商標権者登録済商標申請書」、「商標権者登録済み商標資料表」、「登録商標表示許諾証明書」、「商標特徴説明書」のほか、次に掲げる書類の提出が必要である。

一. 既に我が国で商標の登録を受けた商標権者は次の証明書類を提出する。

1. 商標登録証書コピー
2. 代理人が登録を申請するときは代理の権限を明記した委任状を添付すること。

二. 外国で登録を受けていて、かつ知的財産局に登録出願をした商標権者は次の書類を提出する。

1. 商標登録を受けている国の公証人による公証を経た外国商標登録証書コピー、又は当該外国の商標主務官庁が発行する認証証明（中国語訳本を添付）。
2. 商標登録出願願書（知的財産局への出願証明として）及び手数料納付証明コピー。
3. 代理人が登録手続きを代行する場合は代理の権限（登録手続き、書類の提出及び「登録商標の表示についての同意書」の内容変更等を委任する）が明記された委任状を添付すること。
4. 知的財産局の登録査定を受けたときは、直ちに貿易局に登録資格種類の変更を申請しなければならない。

三. 外国で登録を受けており、その商標は著名商標であることを主張する商標権者は次の証明書類を提出する。

1. 外国商標登録証書コピー（当該外国現地の公証人による公証を経たもの、又は当該外国商標主務官庁発行の認証証明、中国語訳本添付必要）
2. その商標が著名商標であることを証明する書類
3. 代理人が登録申請手続きを代行する場合は代理の権限を明記した委任状を添付すること。

四. 登録の申請に関し、国際貿易局は必要と認めるときは、申請者又はその代理人に対して身分証明又は法人資格証明の提出を要求することができる。

五. 申請者が外国語で記載された証明書類を提出したときには、中国語訳本を添付しなければならない。

六. 申請者が提出した証明書類のコピー及び中国語訳本には申請人又はその代理人が署名し、その内容は「正本と一致」と明記しなければならない。

C. 登録申請審査

登録申請がなされる商標について、既に登録している商標と照合し、同一又は類似かどうかを確認する。同一でも類似でもないものについては、登録を認める。

D. 登録料金について

- 1) 基本登録料金：同一の登録商標についての申請は一件とする。登録貨物の範囲は商標登録証書に記載された指定商品の範囲を超えてはならない。登録証書に列挙された指定商品の項目を貨物品目分類番号（CCC Code）に転換して、最初の6桁（世界通用のHSコード）が同じ場合は一類とする。類別が10以内の登録は新台幣ドル5,000元、類別が10以上の場合は超過部分について一類につき新台幣ドル1,000元を追加徴収する。登録後の修正は一件につきNT2,000元を徴収する。
- 2) 商標権権利期間の更新は資料の変更とみて一件につき毎回NT\$2,000元の費用がかかる。

E. 税関における検査の対象及び根拠法

(1) 我が国で商標登録を受けた場合

- ①検査の対象：輸出品全般。
- ②根拠法：商標法、貿易法、貿易法施行細則、物品輸出管理規則、輸出貨物の通関検査及び許可規則。

(2) 他国で商標登録を受けた商標で、知的財産局へ商標登録出願中の場合

- ①検査の対象：商標登録を受けた当該外国への輸出品に限る。
- ②根拠法：商標法、貿易法、貿易法施行細則、物品輸出管理規則、輸出貨物の通関検査及び許可規則。

(3) 我が国で商標登録を受けていない外国著名商標の場合

- ①検査の対象：輸出品全般。
- ②根拠法：公平取引法、貿易法、貿易法施行細則、物品輸出管理規則、輸出貨物の通関検査及び許可規則。

10-3-4 光ディスク輸出管理制度（SID コード表示、Source Identification Code）

台湾は年間 10 億枚を超えるブランクコンパクトディスクを輸出しており、海賊版に悪用された光ディスク（保存媒体）の海外への流出を効果的に食い止め、合法業者の権利を確保するために、音声・映像などが書き込まれた光ディスクの本体に SID コード（出所識別コード）の表示が義務づけられている。SID コードが表示されていない光ディスクは輸出はおろか、国内で販売することもできない。

SID コードが表示されていない光ディスク製品が通関検査の際に発見された場合、国際貿易局は貿易法第 28 条により 3 万～30 万元の過料を科する。

10-3-5 チップマーキング制度

チップマーキングはゲームソフトに使われるチップの偽造防止を図ることを目的として Mask ROM を適用対象とする制度であり、再輸出（一度外国から輸入した Mask-ROM を再び輸出する）の場合を除き、すべての Mask-ROM に出所表示がなされていなければ輸出することができない。台湾経済研究院と中華工商研究所はチップマーキングの登録機関として 2000 年 7 月 1 日から受け付けを始めた。

チップの設計や受注生産の業者は規定に従って登録しなければ、Mask-ROM の輸出が認められない。設計業者と受注生産業者によって登録内容も登録名義も異なる。登録内容としては、前者は集積回路の Mask であり、後者はチップの本体である。登録作業はおおよそ 5～6 日間かかる。登録作業終了後、登録機構は証明書を発行し、また輸出入品の検査に資するために、登録手続きを完了した業者の名簿を作成して関税総局に提出し、変更があり次第、更新されることになっている。

2000 年 7 月 1 日から実施のチップマーキング制度に対応して、改正「貨物輸出管理規則」及び税関での関連措置も同年 9 月から実施されている。

輸出の通関手続きをするにあたり、輸出者は商品分類番号、品名及び登録証明書番号を偽りなく記載した輸出申告書類とともに経済部知的財産局の認可を受けた機構が発行するチップマーキング登録証明書の写しを提出しなければならない。税関は作業の手順により、輸出品を「書類審査済み」（C2）又は「貨物検査済み」（C3）に分類する。

2000 年第四四半期から、税関は Mask-Rom の輸出に対して厳重な書類検査を実施している。Mask-Rom の貨物検査には技術上の問題があるため、代わりに書類検査をすることにしたという。識別記号の書き込み、いわゆるチップマーキングをしておらず、かつ登録手続きを行っていない場合、その製品の輸出は認められない。

10-4 知的財産権侵害物品の差止実績

税関は「税関における特許・商標及び著作権権益保護措置の実施に関する作業要点」に基づいて、知的財産権侵害物品の水際取締りを行っている。具体的に、商標権については、「商標輸出監視システム」及び「権利者による押収申立制度」がある。商標権者は商標法第 65 条から第 67 条までの規定及び「税関における商標権侵害物品の押収実施規則」により、一定金額の保証金を担保に入れたうえで、税関に押収を申請することができる。著作権についても、権利者或いは発行権（製版權）者が著作権法第 90 条ノ 1 及び「税関における著作権又は製版權侵害物の差し止めに関する実施方法」により、保証金を担保に入れ、侵害疑義貨物の押収を申請することができる。このほか、映画著作物（台湾では「視聴著作物という」）及び受注生産レーザーレコードについての著作権関連書類審査制度、輸出海賊版コンパクトディスク審査制度がある。また、光ディスク製造機具及び光ディスクの水際での審査、Mask-ROM を対象とするチップマーキング制度の下で登録証明書等の書類審査も行っている。

税関における知的財産権保護への積極的な取り組み姿勢を内外にアピールするために、2005 年 1 月、税関密輸取締条例に第 39 条ノ 1（日本では第 39 条ノ 2 になる）を新設し、これにより、輸出入申告が行われた貨物、郵便物又は旅行客が入国の際に持ち込む物品で、特許権、商標権又は著作権（真正品の並行輸入を除く）の侵害に関わったものについて、最高で貨物価格の 3 倍にあたる金額の過料を科することができるほか、侵害物品の没収も可能になった。改正税関密輸取締条例の施行に伴い、知的財産権侵害事件、輸入品に関する不実な申告、又は不実の証憑書類の提出があった場合の行為者に対する処罰がよりいっそう厳しくされた。同条例によるこれまでの過料処分は最高額でも 9 万元程度にとどまるのと比べると、300 万元への大幅な引き上げは、知財権侵害への抑止力を

高めたい関係当局の狙いがうかがえる。

税関での水際措置の強化が奏功して、米国土安全保障省の税関・国境警備局及び移民関税執行局が発表したデータによると、米税関で押収された台湾からの海賊版・模倣品は金額にして2002年の2,650万ドルから2003年の61万ドルへ、さらに2004年上半期では6万ドルとの大幅減となった。知的財産権保護で大きな成果を収めたことが、2004年11月の台米間の貿易及び投資枠組協定(TIFA)交渉再開を実現しただけでなく、米スペシャル301条項に基づく優先監視対象リストから一般監視国への格下げにもつながった。

2008年の税関における知的財産権侵害事件の摘発実績

壹、知的財産権侵害疑義貨物の輸出差止：

一、光ディスク管理条例に基づく

光ディスクについて

項目 期間	知的財産権侵害疑義貨物の違法輸出の処理状況								
	SIDコードの 未印刷		海賊版の摘発		光ディスク チーム に移送す る事件数	送 検 事 件 数	調査局に 移送する 事件数	警政署に 移送する 事件数	著作権侵害の疑 いで警政署の捜 査に移送する事 件数
	案件数	數量	案件数	數量					
2008年1～3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2008年4～6月	1	1,000	0	0	0	0	0	0	0
2008年7～9月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2008年 10～12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	1	1,000	0	0	0	0	0	0	0

光ディスク製造機器の輸出：

項目 期間	光ディスク製造機器の輸出申告書類の未添付	貿易局の処理に移送する事件数
2008年1～3月	0	0
2008年4～6月	0	0
2008年7～9月	0	0
2008年10～12月	0	0
合計	0	0

注：「光ディスク管理条例」と「光ディスク管理業務及び検査作業実施要点」により、2002年2月25日から、輸出される光ディスクにはSIDコードの印刷が義務付けられている。そして「光ディスク製造射出成型機器」を輸出するときには、光ディスク製造機器の輸出申告書類を添付しなければならない。

二、海賊版の摘発状況：

期 間	項 目	違法輸出摘発状況			
		貨物名目、数量の不実な申告又は未申告		著作権侵害疑義貨物（海賊版）	
		件数	数量	件数	数量
2008年1-3月		12	12,290	0	0
2008年4-6月		2	4,20080	0	0
2008年7-9月		13	130,360	0	0
2008年10-12月		4	7,440	0	0
	合 計	31	155,060	0	0

注：「輸出海賊版光ディスク査察・取締チーム作業要点」は2003年3月6日から実施。

三、チップマーキングについて（この制度は2001年1月1日から実施）

期 間	項 目	件 数	数 量
2008年1-3月		0	0
2008年4-6月		0	0
2008年7-9月		0	0
2008年10-12月		0	0
	合 計	0	0

四、商標について

商標輸出監視システム：

期 間	項 目	登録商標と同じではあるが、 模倣の事実がない事件	登録商標に類似するが、模倣 の事実のある事件	商標申告が不一致で、知的財 産局の処理に移送する	合 計
2008年1-3月		0	0	64	64
2008年4-6月		0	0	89	89
2008年7-9月		0	0	77	77
2008年10-12月		0	0	55	55
	合 計	0	0	285	285

商標権侵害疑義貨物の輸出状況（商標輸出監視システムに該当する模倣事件を含む）：

期間 \ 項目	商標権侵害疑義貨物の輸出	侵害物品数
2008年1-3月	3	38,771
2008年4-6月	0	0
2008年7-9月	1	18,855
2008年10-12月	0	0
合計	4	57,626

五、著作権侵害疑義貨物の輸出状況（海賊版を除く）

期間 \ 項目	著作権侵害疑義貨物の輸出	侵害物品数
2008年1-3月	0	0
2008年4-6月	0	0
2008年7-9月	0	0
2008年10-12月	0	0
合計	0	0

式、知的財産権侵害疑義貨物の輸入の摘発状況：

一、商標権侵害疑義貨物の輸入：

期間 \ 項目	商標権侵害疑義貨物の輸入	権利侵害物品数（合計：1,104,557点）								
		自動車部品	革	腕時計	靴類	衣類	タバコ	薬品	ゲーム機 パーツ	雑貨
2008年1-3月	51	14,094	2,687	1,546	732	2,526	0	2,010	0	32,196
2008年4-6月	45	47,189	1,406	72	174	475	941,000	0	480	16,879
2008年7-9月	62	1,274	530	456	504	10,047	0	6,039	0	3,156
2008年10-12月	68	200	1,439	237	411	1,417	0	0	1,000	14,381
合計	226	62,757	6,062	2,311	1,821	14,465	941,000	8,049	1,480	66,612

注：この統計表に記載された数はタバコだけを箱で計算し、残りは最小単位で計算する。

二、著作権侵害物品の輸入：

項目 期間	著作権侵害疑義貨物の輸入件数	海賊版（合計：52,082点）		その他	合計
		ゲームソフト	映画DVD （VCDを含む）		
2008年1-3月	7	2,20089	1,052	0	4,031
2008年4-6月	10	6,739	0	0	6,739
2008年7-9月	14	16,335	111	0	16,446
2008年10-12月	13	14,735	10,131	799	25,665
合計	44	40,788	11,294	799	52,881

三、光ディスク管理条例に基づく：

光ディスク製造機器の輸入：

項目 期間	光ディスク製造機器輸入申告書類の未添付	国際貿易局の処理に移送する件数
2008年1-3月	0	0
2008年4-6月	0	0
2008年7-9月	0	0
2008年10-12月	0	0
合計	0	0

注：「光ディスク管理条例」と「光ディスク管理業務及び検査作業実施要点」により、2002年2月25日から、輸出される光ディスクにはSIDコードの印刷が義務付けられている。そして「光ディスク製造射出成型機器」を輸出するときには、光ディスク製造機器の輸出申告書類を添付しなければならない。

参、商標権・著作権侵害疑義貨物の輸入先：

輸入先 期間	香港		マカオ		中国		フィリッピン		日本		ベトナム		その他	
	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権
2008年1-3月	14	2	22	2	1	0	0	0	0	0	1	0	13	3
2008年4-6月	26	5	13	1	1	0	2	0	1	0	0	0	2	4
2008年7-9月	28	7	23	0	6	0	0	0	0	0	3	0	2	7
2008年10-12月	43	6	17	1	4	0	0	0	0	0	1	0	3	6
合計	111	20	75	4	12	0	2	0	1	0	5	0	20	20

2009年第一四半期の税関における知的財産権侵害事件の摘発実績

壹、知的財産権侵害疑義貨物の輸出差止：

二、光ディスク管理条例に基づく

光ディスクについて

項目 期間	知的財産権侵害疑義貨物の違法輸出の処理状況								
	SIDコードの 未印刷		海賊版の摘発		光ディスク チーム に移送す る事件数	送 検 事 件 数	調査局に 移送する 事件数	警政署に 移送する 事件数	著作権侵害の疑 いで警政署の捜 査に移送する事 件数
	案件数	数量	案件数	数量					
2009年1～3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光ディスク製造機器の輸出：

項目 期間	光ディスク製造機器の輸出申告書類の未添付	貿易局の処理に移送する事件数
2009年1～3月	0	0

注：「光ディスク管理条例」と「光ディスク管理業務及び検査作業実施要点」により、2002年2月25日から、輸出される光ディスクにはSIDコードの印刷が義務付けられている。そして「光ディスク製造射出成型機器」を輸出するときには、光ディスク製造機器の輸出申告書類を添付しなければならない。

二、海賊版の摘発状況：

項目 期間	違法輸出摘発状況			
	貨物名目、数量の不実な申告又は未申告		著作権侵害（海賊版）疑義貨物	
	件数	数量	件数	数量
2009年1～3月	3	133,710	0	0

注：「輸出海賊版光ディスク査察・取締チーム作業要点」は2003年3月6日から実施。

三、チップマーキングについて（この制度は2001年1月1日から実施）

項目 期間	件数	数量
2009年1～3月	0	0

四、商標について

商標輸出監視システム：

項目 期間	登録商標と同じではあるが、 模倣の事実がない事件	登録商標に類似するが、模倣 の事実のある事件	商標申告が不一致で、知的財 産局の処理に移送する	合 計
2009年1～3月	0	0	85	85

商標権侵害物品の輸出状況（商標輸出監視システムに該当する模倣事件を含む）：

項目	商標権侵害物品の輸出	侵害物品数
2009年1-3月	0	0

五、著作権侵害物品の輸出状況（海賊版を除く）

項目	著作権侵害疑義貨物の輸出	侵害物品数
2009年1-3月	0	0

式、知的財産権侵害疑義貨物の輸入の摘発状況：

一、商標権侵害物品の輸入：

項目	商標権侵害疑義貨物の輸入	権利侵害物品数（合計：19,220点）								
		自動車部品	革	腕時計	靴類	衣類	タバコ	薬品	メガネ	雑貨
2009年1-3月	68	1,632	806	71	12,077	1,460	0	0	498	2,676

注：この統計表に記載された数はタバコだけを箱で計算し、残りは最小単位で計算する。

二、著作権侵害物品の輸入：

項目	著作権侵害疑義貨物の輸入件数	海賊版（合計：2,942点）		その他	合計
		ゲームソフト	映画DVD（VCDを含む）		
2009年1-3月	9	1,534	1,408	0	2,942

三、光ディスク管理条例に基づく：

光ディスク製造機器の輸入：

項目	光ディスク製造機器輸入申告書類の未添付	国際貿易局の処理に移送する件数
2009年1-3月	0	0

注：「光ディスク管理条例」と「光ディスク管理業務及び検査作業実施要点」により、2002年2月25日から、輸出される光ディスクにはSIDコードの印刷が義務付けられている。そして「光ディスク製造射出成型機器」を輸出するときには、光ディスク製造機器の輸出申告書類を添付しなければならない。

参、商標権・著作権侵害疑義貨物の輸入先：

輸入先 期間	香港		マカオ		中国		フィリッピン		日本		ベトナム		その他	
	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権	商標権	著作権
2009年 1-3月	42	3	18	3	4	0	0	0	0	0	1	0	3	3

11 法務部

模倣品が再び市場へ出回るのを防ぐため、法務部は2008年4月25日に各検察署宛に書簡を出し、検察官が商標法違反事件を処理するときに、模倣品を押収した場合、押収物の所有権を放棄するかを被告に尋問すべきである。また、犯罪の嫌疑が不十分で、不起訴処分となった場合、必ず押収した模倣品について単独で没収の宣告をするよう裁判所に申し立て、模倣品の市場への流通を避ける。

法務部所属各地方検察署の2008年における知的財産権侵害事件の終局処理結果、犯罪容疑者のある件数は4749件。うち、通常手続に従って起訴した事件は718件、被告人876人、略式判決を申し立てた事件は1623件、被告人1737人、起訴猶予処分にしたのは1977件、被告人2054件。そして裁判所が有罪判決を言い渡し、かつ判決が確定し、刑罰を執行された被告人は2501人、有罪確定率は93.9%に達する。これは検察官が知的財産権侵害事件を処理するに当たって、慎重に起訴し、かつ立証することの証しである。

12 法務部「調査局」

12-1 紹介

本局は1927年に発足し、1949年4月に「内政部調査局」に改編され、全国初めて立法手続きを完了した調査機関として再発足した。同年12月、内戦に敗北した国民党政府とともに、台湾に拠点を移した。1956年6月、司法行政部の所轄機関になり、主に国家安全への危害や国家利益違反についての事件調査・保安・防止事項を掌る。

司法行政部調査局は1980年8月1日に法務部調査局に組織を再編成し、専門的な調査機関として活動している。知的財産権侵害事件の調査においては、検察・警察とともに最前線で活躍している。

12-2 主な活動内容

法務部調査局組織条例第2条により、調査局は国家安全への危害及び国家利益違反についての調査・保安・予防を掌る。1998年10月30日、行政院は調査局の所掌業務を次の通り修正した。

- ▶ 内乱の予防及び抑止
- ▶ 外患の予防及び抑止
- ▶ 国家機密漏えいの予防及び抑止
- ▶ 汚職の予防及び抑止
- ▶ 毒物の予防及び抑止
- ▶ 組織犯罪の予防及び抑止について各部署と連携
- ▶ 重大経済犯罪及び資金洗浄（マネーロンダリング）の予防及び抑止
- ▶ 国勢調査
- ▶ 上級機関の特別指示による国家安全及び国家利益に関する調査・保安・防止

1979年、経済犯罪事件が深刻化するなかで、経済力に悪影響を及ぼすのを懸念して、政府当局は社会安定や経済発展のために、調査局の下に「経済犯罪防制（犯罪の防止・抑制）センター」を設立した。同センターは経済犯罪の防止及び調査に重点を置き、既に発生している犯罪行為を調査し、犯罪そのものを根本的に解決する対策を講ずる。つまり、犯罪の防止と調査を並行して行うことをモットーに活動する。

■犯罪の予防と抑止

- ・情報の収集・ファイリング・統計・分析を通して、犯罪の糸口を探し出し、適時に有効な予防措置をとる。
- ・学界、政府機関の政策決定の参考に資するために「業務執行年報」を発行する。
- ・重大な経済犯罪の問題について、定期的に「経済犯罪を抑止する検討会」を開き、犯罪の原因、法令や行政作業に不十分な点がないかを検討した結果をまとめて、関連機関に提出する。

■犯罪事件の調査

- ・「経済犯罪の罪名及び範囲の認定基準」により、正常な経済活動の妨害、経済秩序への影響、経済構造の破壊、不法利益の不当取得などの犯罪行為について調査を進める。これには詐欺、横領、高利貸、密輸、税金の申告漏れ、貨幣の偽造・変造、有価証券の偽造・変造、銀行法違反、

証券取引法違反、公平取引法違反、先物取引法違反及び知的財産権侵害事件などが含まれる。

調査局による知的財産権侵害事件の摘発状況 IP Infringement Cases Found by the Bureau of Investigation, Ministry of Justice						
	合計		商標		著作権	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数
2006年	119	180	69	116	50	64
2007年	115	158	85	117	30	41
2008年	70	114	50	75	20	39
2009年1-5月	37	58	23	32	14	26
情報源：調査局						

13 法務部高等検察署「知的財産権侵害取締協調監督作業チーム」

全国の検察機関が知的財産関連事件を処理するにあたっての方法を協調する。このチームはコンピュータプログラムのコピーなどといったコンピュータを悪用した犯罪事件の調査を検察部署の重点的な業務の一環としているので、1998年4月16日に「コンピュータ犯罪防止センター」を設立してコンピュータ犯罪の抑止に力を入れている。同センターの主任は高等検察署の検事長が兼任する。このほか、諮問・協調委員会も設けている。

14 法務部高等検察署「知的財産分署（支庁）」

知的財産裁判所の創設に対応して、知的財産裁判所組織法第5条により高等検察署の下に「知的財産分署」（知的財産支庁）が設置された。「未来性、国際性、ハイテク化」をモットーに知的財産関係刑事事件の控訴、起訴を統一して行い、将来的には国際協力、事件処理経験の交流を強化していく方針を打ち出している。知的財産分署は初期的に、検察官及び書記官をそれぞれ四名置き、公訴を提起・維持し、判決書を受け取り、起訴不起訴を決定するほか、当事者が一審判決を不服とした場合の控訴又は抗告及び再議（不起訴処分への不服申立て）の処理などに当たらせる。また、各関係機関における知的財産権関連事件処理に統括・協調役を務める。

知的財産分署は、知的財産裁判所組織法第3条第2号について、刑法第253条から第255条、第317条、第318条の罪又は、商標法・著作権法違反、公平取引法第35条第1項における第20条第1項に関連する事件及び第36条における第19条第5号に関連する事件（登録商標・商号の偽造・模倣、販売・陳列・輸入、虚偽不実の表示等（刑法第253条～第255条）、業務上又は職務上知り得た工商秘密の漏えい、商標法・著作権法・公平取引法上の知的財産権侵害に関連する刑事事件）を対象に、地方裁判所が通常、略式手続又は協議手続において為した第一審裁判を不服として控訴又は抗告をする刑事事件を取り扱う。

上記事件のほか、高等検察署管轄区域における各地方検察署の知的財産権再議（不起訴処分への不服申立て）事件、諸関連機関における知的財産権侵害事件処理の統合・協調もその役目である。

15 法務部地方検察署「知的財産権専門チーム」

1999年7月に法務部が公布した「地方検察署検察官特別チーム試験実施の事件処理実施要点」により、各地方検察署は知的財産権侵害などの特殊な犯罪類型について特別チームを設置して事件を処理しなければならない。今後、各地方検察署の「知的財産権専門チーム」には四名以上（全国124名）の検察官が配置され、二年以上専ら知的財産権関連犯罪の処理に当たらせることにしている。

16 知的財産裁判所

16-1 2008年7月~12月における事件処理状況

知的財産裁判所が管轄する民事、刑事、行政事件は次のとおり。

専利法（日本の特許法、実用新案法、意匠法三法に相当）、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平取引法が保護する知的財産権に関する第一審と第二審の民事訴訟事件。本案に関連する証拠保全手続、保全手続を含む。

刑事事件については、刑法第253条から第255条まで、第317条、第318条の罪を犯し、又は商標

法、著作権法、公平取引法第 35 条第 1 項（第 21 条第 1 項に関連する）及び第 36 条（第 19 条第 5 号に関連する）に違反する事件について、通常の手続き、略式手続き若しくは協議の手続きにおいて為された第一審判決への不服申し立てとしての控訴審又は抗告審。

また、専利法、商標法、著作権法、光ディスク管理条例、営業秘密法、集積回路回路配置保護法、植物品種及び種苗法、公平取引法上の知的財産権に関する出願、（処分）の取消し又は廃止の手続き、不正競争その他公法上の紛争に関する行政事件の第一審及び強制執行事件。

2008 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日まで、発足して半年間の知的財産裁判所が受理した案件の数は 694 件である。このうち、特許関係事件は 217 件、商標関係は 218 件、著作権関係は 138 件、営業秘密法違反は 2 件、その他は 119 件である。権利者が外国企業と国内企業の事件は半々。司法院がまとめた 2007 年度の知的財産関係事件が 3 千件に達することからみると、知的財産裁判所が受理した案件は予想していたより少ない。

2008 年 12 月 31 日まで、知的財産裁判所が受理した事件、694 件のうち、364 件は結審した。民事訴訟事件第一審 183 件、結審 102 件、第二審 92 件、結審 46 件、行政訴訟事件 244 件、結審 109 件、刑事訴訟受理事件 175 件、結審 107 件。半年間で、種類を問わず、結審率は半数以上に達する。同裁判所における事件審理は効率がよく、同一事件について一ヶ月の間に数回にわたって法廷を開くのは珍しくない。また、刑事控訴事件の裁判の結果、刑を科された人数は結審人数の 49.6% を占め、そのうち、懲役を言い渡された人数は 95.16% を占め、有罪確定率がほぼ百パーセントに近い。

現在、同裁判所には知的財産局から登用したシニア技術審査官が九名いる。同裁判所が発足して半年間、技術審査官の協力を得て審理した事件は 136 件、各地通常の裁判所係属中の知的財産関係訴訟に支援するものは 27 件、両方を合わせると 163 件。

司法院によると、2004 年～2006 年の地方裁判所の新受事件数（知的財産関連）は 3 年で年間 3,500 件から 4,500 件に増えている。知的財産権訴訟の事件審理の迅速化を図るために知的財産裁判所を創設することになったが、開設初期に僅か八名の裁判官、九名の技術審査官を置くのでは、年間約 2,500～3,500 件の事件を処理しきれぬか？知的財産裁判所は新受事件しか取り扱わず、地方裁判所に係属中の知的財産権訴訟は知的財産裁判所の開設により同裁判所に移送されることなく、引き続き原担当裁判官が処理することになる。しかし、地方裁判所の裁判官は新受事件を知的財産裁判所に移送するかどうかを判断することができる。

司法院によると、ドイツの連邦特許裁判所は 61 名の法律的裁判官及び 57 名の技術的裁判官で構成され、年間処理事件数は約 3 千件。日本の知的財産高等裁判所は 15 名の裁判官、11 名の調査官をおき、年間処理事件数は 550 件～600 件程度で、台湾知的財産裁判所裁判官の平均処理事件数を大幅に下回る。八名の裁判官と九名の技術審査官でドイツと日本より多い件数を抱えると、審理のペースを遅らせるおそれがある。

技術審査官は知的財産局のキャリアのあるシニア特許審査官を登用する。技術分野でみると、機械分野 4～5 名、電子・電機・半導体分野 2～3 名、化学工業分野 1 名、バイオテクノロジー・医薬分野 1 名。

2004 年～2007 年の裁判所における知的財産訴訟の新受・既済事件数								
年度	2004 年		2005 年		2006 年		2007 年 1～8 月	
	新受	既済	新受	既済	新受	既済	新受	既済
地裁 民事一審	—	384	511	401	546	530	291	286
高裁 民事二審	—	77	153	107	166	135	94	106
地裁 刑事一審	2,539	2,123	2,576	2,196	2,733	2,254	2,020	1,668
高裁 刑事二審	369	391	342	290	314	311	213	224
高等行政 裁判所	655	816	636	748	717	756	376	535
合計	3,563	3,791	4,218	3,742	4,476	3,968	2,994	2,819

16-2 「知的財産法律座談会」及び「知的財産訴訟制度研究修正委員会」

司法院は知的財産関係事件を取り扱う裁判官の間での司法判断の不一致を避け、知的財産訴訟に関する新しい制度が実務運営の理想に合致させ、理論と実務がうまくかみ合せられるように、「2009年度知的財産法律座談会」を開き、知的財産裁判所の裁判官全員、最高裁判所、最高行政裁判所の裁判長、通常裁判所で知的財産関係事件担当の第一審、第二審の裁判長、裁判官の代表、検察官の代表、学界の代表、弁護士会の代表及び行政機関の代表らが一堂に会し、裁判の質を如何に向上させるかについて意見を取り交わした。

知的財産案件審理法に定めた知的財産裁判所のスリー・イン・ワン制度はわが国においてのみ採用する制度であって、民事訴訟法、刑事訴訟法及び行政訴訟法に優先して適用されるため、立法の際に不注意なところはないか？また知的財産裁判所と通常裁判所の間には法律に関する見解の不一致が生じないか？実際の運営状況を見て適度に法制を研究・修正するのが望ましい。このため、司法院は「知的財産訴訟制度研究修正委員会」の設立を検討し、新制が実務上運営する際に直面する問題について解決策を見出すことにしている。

17 司法院地方裁判所「知的財産権專業法廷」

アメリカからの圧力と立法院（国会）からの要求を受けて、台湾台北地方裁判所は1998年7月1日に全国初めての知的財産権侵害事件を審理する專業法廷を設立し、経歴が豊富かつ知的財産分野における専門知識をもつ八名の裁判官を指名して知的財産権関連事件の審理にあっている。

然しながら、裁判官専門化を確実なものにし、民事・刑事事件を適切に審理するため、司法院副院長謝在全氏が専門チームを設置して、各地方裁判所に設けた專業法廷又は専門係の全面的見直しを行っている。謝副院長によれば、專業法廷が本当に必要なものかどうか？必要でないなら、專業法廷及び専門係を撤廃し、裁判官を通常の法廷に戻し、裁判官のマンパワーを最大限にいかすことができるという。

現代の科学技術や商取引の形態が年々速やかに進化している。近年、重大で複雑かつ専門分野に関する民事争訟及び刑事犯罪の数が増え、裁判官が様々なタイプの事件に関わる専門知識に精通し、並びに速やか、適切に審理することを求めるのは実に困難である。專業法廷の設立は裁判官の専門化を通じて審判の効率をよりいっそう向上させ、訴訟の当事者がより適切な裁判を受けられ、国民が訴訟を行う権利を保障するための具体的な実現ではないかという。

各級裁判所は法令により各種專業法廷を設置しているが、專業法廷が発揮する機能は予想通りに行かない。加えて、社会の発展は日増しに複雑になり、専門的な問題に関する裁判官の処理能力に対する期待も高まっている。立法院本会期は3月31日に營造業法第67条ノ1の新設を認め、司法院が裁判所を指定して工事專業法廷を設立し、建設工事関連の専門知識又は審判経験を有する裁判官により工事紛争事件を取り扱うべきとし、さらに4月28日に証券投資家及び先物取引者保護法第28条ノ1の新設を可決し、保護機構が損失を受けた多数の証券投資家又は先物取引者のために団体訴訟を起こす事件を審理するときに、裁判所は專業法廷を設け、又は専門担当者を指名して取り扱わなければならないことを明確に定めた。以上のことから、各界の專業法廷及び専門裁判官に対するニーズはどれほどのものか分かるはずである。

今回の会議は、專業法廷を設立する目的を如何に果たすか？現行各種の專業法廷の統合・合併を検討する必要があるか？裁判官が專業法廷に参加する意欲をどうやって高めるか？專業法廷所属裁判官は其の類の事件の民事・刑事訴訟を併せて取り扱えるか？専門能力を如何に強化するか？專業法廷所属裁判官の資格条件はどう定めるか？専門資格や免許を取得した者から優先して選ぶべきか？事件の性質により裁判所に跨る（大きい管轄区域。各裁判所を横断した專業法廷）專業法廷を設立することが可能か？専門分野に関連する事件は事件の性質によって強制調停手続きを先行させることが可能かどうか等議題についてディスカッションを行った。

各地方裁判所の管轄区域が異なるため、例えば、台北地裁の1ヶ月分の民事・刑事事件について、（税務関係を除く）銀行法、証券取引法、資金洗浄防止法等金融十法違反の刑事事件だけでも十数件ある。これに関連する民事事件は1ヶ月だけで百件を超える場合もよくある。

ただ、去年7月1日に知的財産裁判所発足後、同年8月29日に台北地裁に三つの金融專業法廷を設立した後、事件数と分配の流れはかなりの変化を見せている。一方、労働者法廷の事件数は依然に減少しないものの、海商・国際貿易関係訴訟の数は比較的少ない。台北地裁を例に、金融專業法廷、労働者專業法廷、選挙專業法廷、知財專業法廷、少年家事專業法廷のほか、医療専門係、海商国際貿易専門係、性的犯罪専門係がある。但し、同裁判所の民事・刑事裁判官は約120名。明らかに人手が足りない。

18.海岸巡防署（通称「海巡署」）

18-1 紹介

海上の安全を確保し、密入国・密輸を取り締まり、輸入禁制品を押収する等々はもともと内政部、国防部、財政部及び行政院農業委員会がそれぞれの権限に基づいて行っていたが、所掌事務や権限の不一致から、業務の遂行に大きな支障を来し、海上治安を維持するには深刻な問題になっていた。近年、中国から偽タバコやプラセボ（偽薬）、輸入禁止の農産物・水産物・畜産物等の密輸が激増し、社会治安や市場秩序に悪影響を与えている。こうした問題を徹底的に解決するために設けられたのは、「海岸巡防署」である。同署は2000年1月28日に発足し、わが国沿岸水域に発生する犯罪事件の予防・捜査、海上における船舶の安全航行と遭難救助はもとより、知的財産権侵害物品への水際取締においても重要な役割を果たしている。

本署の下に海洋巡防総局と海岸巡防総局があり、前者は元水上警察局と関税総局の密輸取締艦艇・人員からなり、後者は元国防部海岸巡防司令部から編成される。

18-2 主な活動内容

▲海洋巡防総局

- ▶ 海域に起きる犯罪事件の調査
- ▶ 海上における密輸取締
- ▶ 海上治安の確保
- ▶ 海上交通安全管理
- ▶ 海上紛争事件の情報収集・処理
- ▶ 警備救難
- ▶ 海洋環境保全と保育
- ▶ 漁業資源の確保
- ▶ 海上に起きる涉外事件の調査・処理

▲海岸巡防総局

- ▶ 海岸管制区域の検査・管理
- ▶ 海岸における密輸取締、密入国・密出国取締
- ▶ 海岸付近の監視活動
- ▶ 船舶の非法侵入等海路経由の交通管制
- ▶ 海岸におきる犯罪事件の捜査・防止、警備
- ▶ 海岸・漁港・商港の安全検査
- ▶ 海岸に起きる涉外事件の調査・処理

18-3 模倣品・海賊版への水際取締実績

海上保安が専門とはいえ、水際措置がより効率的に行われ、十分機能するうえでの「海巡署」の存在感は大きく、実際、警察にも負けないぐらい見事な成果をあげている。

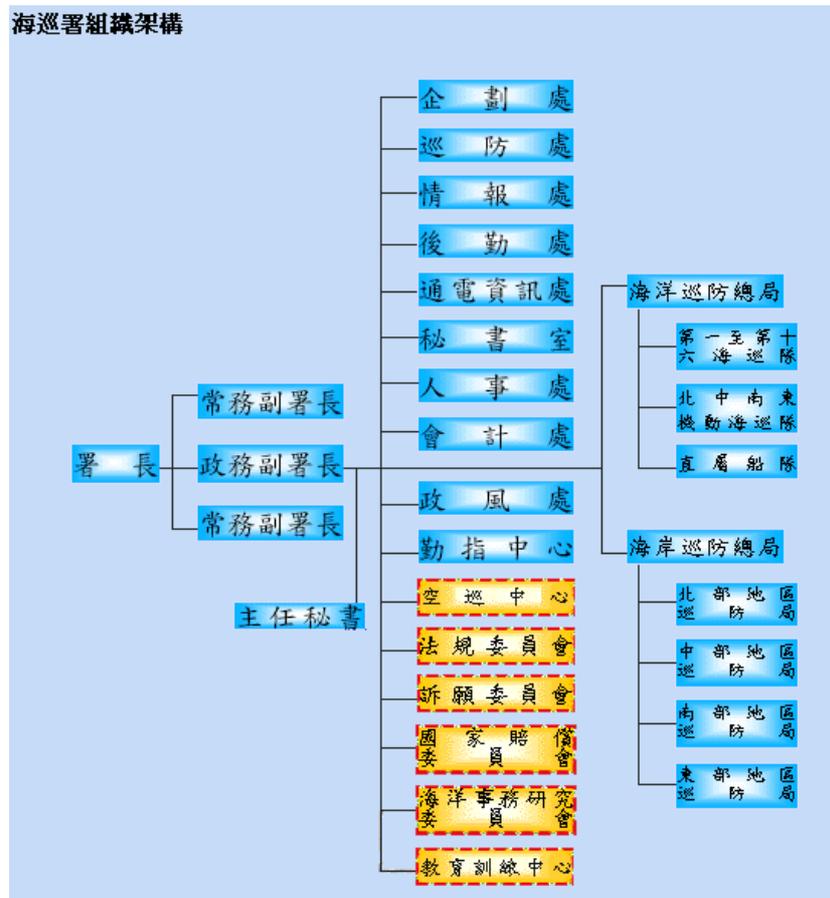
2008年、海巡署が専門プロジェクトを六件執行した結果、容疑者60人を検挙している。うち、模倣品に関連する事件は4件、容疑者8人、被害額を正規品の市場価格に換算すれば、1億1270万台湾ドルに相当する。摘発処理機関はいずれも海岸総局で、模倣品を含めた禁制品が見つかった地域は海岸、内陸、商港に分布する。

通報を受けた「海巡署」所属各地機動隊が、管轄警察と連携して中国から密輸入されるバッグ類、衣類、時計等のニセブランド品の差し止め、知的財産権侵害事犯の検挙にも一役買っている。これまでに「海巡署」機動隊の協力により知的財産権侵害物品を水際で差し止めた事例は数え切れない。

専門プロジェクト執行状況		
	模倣品摘発	
	案件数	容疑者人数
2005年	1	1
2006年	-	-
2007年	4	7
2008年	4	8

情報源：海巡署2008年年報

18-4 組織構成



19 公平取引委員会

19-1 2009 年の施策方針（知的財産権に関連して）

1. 市場における公平競争体制の確立：専門家や有識者に委託して、各国における特許の実施許諾に関する制約・規範及び実務について研究する。
2. 不正競争行為の調査・処理：事業者による模倣、虚偽不実又は人に誤解を与えるような表示、他人の商業上の信用等を効果的に規制する。

19-2 公平取引委員会における知財権侵害事件の処理

1. 公平取引委員会は 1992 年に商標権と特許権侵害事件の処理手続に関して、經濟部と協調したところ、未登録商標及び特許登記を済ましていない案件については同委員会が取り扱うことになっている。
2. 事業者が他人の未登録著名商標又は商品若しくは役務のトレードドレスを模倣し、公平取引法第 20 条に違反する可能性がある。同委員会は第 20 条違反者に対して、其の行為の停止を命じ、過料を科することができるほか、連続して同法違反の場合は、地方檢察署に移送して公訴を提起させる。3 年以下の懲役、拘留又は新台幣ドル 1 億元の罰金の刑罰に関わる場合、損害を受けた事業者はまた民事損害賠償請求訴訟を提起することができる。
3. 知的財産裁判所が発足したからには、争訟の早期解決を図り、専門の知的財産裁判所で知的財産関係訴訟を審理させ、被害を受けた事業者が民事上の救済を求めることを促すため、公平取引法は法改正を行い、同法第 20 条及び第 21 条の商品表示に関する規制を公平取引法ではなく、商標法、商品表示法の管理下に置くようにする方向で検討している。
4. 著名商標のダイリューションについて、公平取引委員会での処理状況はどのようになっているか？他人の著名な商品若しくは役務のトレードドレスを使用し、混同誤認というほどにはいっていないものの、他人の商業上の信用に便乗すること認められ、しかしながら公平取引法第 20 条の構成要件を満たしていない場合、同法第 24 条で処理することができ、行為者に 5 万元から 2500 万元の過料を処分することができる。

5. 現行商標法と公平取引法は、トレードドレスとただ乗りについて、十分な保護を与えている。権利者は関連規定に基づいて権利を主張することができる。その救済の道は次の三点にまとめる。
- (1) 刑事の部分：商標法第 81 条から第 83 条までの規定は登録商標への侵害について刑事罰を定めている。この部分は刑事訴訟の手續に従い、検察官と裁判所が管轄する。前掲規定に反することがあった場合、権利者は刑事訴訟法の規定に従い救済を求めるべきである。
- (2) 民事の部分：商標法第 61 条は商標権者の侵害排除及び損害賠償請求権を規定している。第 62 条にも、明らかに他人の著名な登録商標であることを知りながら、当該著名商標と同一又はこれに類似するものを社名又は商号その他営業主体若しくは出所の標識に使用し、関連消費者に混同誤認を生じさせるものも商標権侵害となる。また、公平取引法第 20 条、第 24 条に定めた民事救済に該当する事情があった場合、同法第 30 条は侵害排除及び損害賠償請求権を規定している。前掲規定は民事上の規定であり、裁判所が管轄する。当事者は先に一時的な保護を受けたいときは、民事訴訟法第 538 条により、裁判所に対し暫時的状態を定める処分を申し立てることができる。
- (3) 侵害者が公平取引法第 20 条、第 24 条に定めた行政責任を負うべきことをした場合は、公平取引委員会が管轄する。同委員会は其の行為の停止又は改善を命じるほか、5 万元~2500 万元の過料を科することができる。其の処分を不服として行政救済を提起した場合、行政訴訟手續においては、行政裁判所が管轄する。

19-3 技術の実施許諾協議案件に関する処理原則

行政院公平取引委員会における技術の実施許諾協議案件に関する処理原則

一、(目的)

行政院 公平取引委員会（以下本委員会という）は、技術ライセンス案件の処理にあたり、公平取引法の関連規範を具体化し、運用基準のさらなる明確化を期し、業者の遵守と関連案件処理に資するよう、本処理原則を定める。

二、(名詞定義)

- (一) 本処理原則において技術許諾協定（ライセンス協定）とは、特許実施許諾、ノウハウ実施許諾、または特許及びノウハウの混合実施許諾に関するライセンス協定をいう。
- (二) 本処理原則において特許とは、我国「専利法」により取得された特許または実用新案をいう。我国において特許・実用新案を取得していないものにつきなされたライセンス協定で、我国の特定の市場に対し競争の制限若しくは不公正競争の影響を生ぜしめる場合については、本処理原則の規定を準用する。
- (三) 本処理原則においてノウハウ（専門技術）とは、方法、技術、製造工程、配合方法、プログラム、設計またはその他生産、販売若しくは経営に用いることのできる情報で、以下の要件に適合するものをいう。
1. 一般の当該種類の情報に関わる者に、知られていないもの
 2. その秘密性により実際のまたは潜在的な経済価値を有するもの
 3. 所有者がすでに合理的な秘密保護措置をとっているもの
- (四) 本処理原則にいう「商品」は、役務を含むものとする。

三、(基本原則)

本委員会の技術ライセンス協定案件の審理は、ライセンサーが特許またはノウハウを有することにより、その特定の市場において市場力（market power）を有すると推定するものではない。

四、(本処理原則の審査判断の順序)

- (一) 本委員会の技術ライセンス協定案件の審理は、先ず公平取引法第 45 条規定による審査をするものとするが、形式上専利法などに基づく権利行使の正当行為であっても、実質上特許権などの正当な権利の行使範囲を超え、専利法などの発明創作の保障の立法趣旨に違背するときには、公平取引法及び本処理原則により処理をしなければならない。

(二) 本委員会の技術ライセンス協定案件の審理は、ライセンス協定の形式若しくは用語の拘束を受け
るものではなく、技術ライセンス協定が以下の特定市場（relevant markets）に対し、生ずる可能性の
ある又は実際に生ずる競争の制限または不公正競争の影響に重点を置くものとする。

1. ライセンス技術を利用し製造または提供した商品の属する「商品市場」（goods markets）
2. 当該特定技術と代替性を有することにより範囲の画される「技術市場」（technology markets）
3. 商品の研究開発に従事する可能性をもって範囲の画される「革新市場」（innovation markets）

(三) 本委員会の技術ライセンス協定案件の審理は、関連ライセンス協定内容の合理性を考慮するだけ
でなく、以下の事項を斟酌しなければならない。

1. ライセンサーがライセンス技術について有する市場力
2. ライセンス協定当事者の特定市場における市場地位及び市場状況
3. ライセンス協定が増加させた技術の利用機会と競争排除効果の影響の程度
4. 特定市場への進出の難易度
5. ライセンス協定の制限期間の長短
6. 特定ライセンス技術市場の国際慣例または業界慣例

五、（公平取引法に違反しない事項の例示）

技術ライセンス協定が以下の事項についてした取決めは、公平取引法の競争の制限または不公正競争
の規定に違反するものではないものとする。ただし、前述三、四により審査斟酌し不当であるとされた
場合は、この限りでない。

- (一) ライセンシーの実施範囲を製造、使用または販売に限るとする制限条項。
- (二) 特許の有効期間内において、ライセンス協定に対してした期間の制限。ノウハウがライセンサー
に帰責できない事由において、ライセンスしたノウハウが営業秘密性を喪失するにいたったもので、
公開される以前にされたライセンス協定期間の制限も同様とする。
- (三) ライセンス技術が製造過程の一部である若しくは部品に属するものであり、計算上の便宜のため、
ライセンス技術の使用により生産した最終商品の製造、販売量またはライセンス技術商品製造
に必要な原料、部品の使用量若しくは使用回数をもって、ライセンス費用の計算基準とすること。
- (四) 特許ライセンス費用は分割払い又は実施後の後払いにより支払いするとした場合、ライセンシー
が特許存続期間の満了後もその使用したライセンス技術の実施費用を支払わなければならないと取
決めしたこと。ライセンサーに帰責できない事由によりノウハウが公開されても、ライセンシーは
一定の期間、一定の方法により当事者の自由意思に基づいて決定されたライセンス費用を、継続し
てライセンス協定が失効または終了となるまで支払わなければならないとした場合。
- (五) 技術ライセンス協定が、ライセンシーは改良技術または新しい応用の方法を非独占方式により原
ライセンサーにライセンス許諾すると取決めしたこと。
- (六) 技術ライセンス協定が、ライセンシーはその最大の努力を尽くしライセンス商品を製造、販売す
るよう取決めしたこと。
- (七) ノウハウライセンス協定が、ライセンシーはライセンス期間またはライセンス協定満了後も、営
業秘密性を有するノウハウに対し秘密保持義務を有すると取決めしたこと。
- (八) ライセンサーがライセンス費用の最低収入を確保するため、ライセンサーがライセンシーに、ラ
イセンス技術を利用した商品製造の最低量、ライセンス技術の最低使用回数または商品販売につい
ての最低量を要求する取決めをしたこと。
- (九) ライセンス技術が一定の効能に達するようにしライセンス商品に一定の品質を維持させるために
必要な範囲において、ライセンサーがライセンシーに対し、ライセンス技術の商品、原材料、部品
などについて一定の品質を維持する義務があるとする事。
- (十) ライセンシーはライセンス技術について、その移転または再許諾行為をしてはならないとするこ

と。但し、ライセンサーとライセンシーに別段の取決めのある場合は、この限りでない。

(十一) ライセンスの特許が有効であるまたはライセンスのノウハウが営業秘密となっていることを前提とし、ライセンシーはライセンス協定満了後ライセンス技術を継続実施はできないとすること。

六、（技術ライセンス協定制限事項の例示の一）

競争関係にある技術ライセンス協定当事者間において、契約、協定またはその他の方式の合意をもって、共同でライセンス商品の価格決定または数量、取引対象、取引地域、研究開発領域等の制限をし、相互に当事者間の事業活動を制約し、特定市場の機能に影響を与える場合は、技術ライセンス協定当事者はこれを行うことができない。

技術ライセンス協定の内容が、次に掲げる各号の一に該当し、特定市場に対し競争の制限または公正な競争を妨げる虞のある場合は、ライセンス協定の当事者はこれを行うことができない。

- (一) ライセンス協定の当事者または関連事業が、競争商品の研究開発、製造、使用、販売などについて競争行為をすることを制限すること。
- (二) 顧客を隔離する目的で、特定の販売方式を使用しなければならないと規定すること、ライセンス協定相手方の技術使用範囲若しくは取引対象を制限すること。
- (三) ライセンシーに、その必要としない特許若しくはノウハウの購入、受入れまたは使用を強制すること。
- (四) ライセンシーに、ライセンスを受けた特許若しくはノウハウについてした改良を、独占の方式をもってライセンサーにフィードバックすることを強制すること。
- (五) ライセンスした特許が消滅した後、若しくはノウハウがライセンシーに帰責できない事由により公開された後において、ライセンサーがライセンシーの当該技術の自由使用を制限すること、またはライセンシーにライセンス実施費用の支払いを要求すること。
- (六) ライセンシーの技術ライセンス協定満了後における、競争商品の製造、使用、販売、または競争技術の採用を制限すること。
- (七) ライセンシーのその製造、生産したライセンス商品について、第三者への販売価格を制限すること。
- (八) 技術ライセンス協定が、ライセンシーのライセンス技術の有効性について論議することを制限すること。
- (九) ライセンサーが、ライセンシーにライセンスした特許の内容、範囲または有効期限等の情報の提供を拒否すること。

七、（技術ライセンス協定制限事項の例示の二）

ライセンス協定の内容が、次に掲げる事由の一に該当し、特定市場において競争の制限または公正な競争を妨げる虞を有する場合は、ライセンス協定の当事者はこれを行うことができない。

- (一) 特許ライセンス協定が、特許の有効期間において、我国の領域内でライセンス地域の区分制限をすること。ノウハウライセンス協定が、ライセンサーに帰責できない事由によりライセンスしたノウハウが営業秘密性を喪失したもので、公開される前のノウハウに対する区域制限も、同様とする。
- (二) 制限の範囲が応用領域とは関連がないにもかかわらず、ライセンシーの販売範囲または取引対象に制限をすること。ライセンシーの実施できるライセンス技術の応用領域及び範囲に制限条項を定めること。
- (三) ライセンシーの商品製造若しくは販売に上限を設け、またはその特許、ノウハウ使用回数に上限を設け制限すること。
- (四) ライセンシーに、必ずライセンサー若しくはその指定する者を通して販売をするよう要求すること。
- (五) ライセンシーのライセンス技術使用の有無を問わず、ライセンサーがライセンシーの特定の商品

の製造若しくは販売量により、ライセンシーにライセンス実施費用を支払うよう要求すること。

技術ライセンス協定のライセンサーがライセンシーに対し、原材料、部品などをライセンサー若しくはその指定する者から購入するよう要求するもので、ライセンス技術を一定の効能达到するようにしライセンス商品の商標の信用評判を維持またはノウハウの秘密性を保持するための合理的で必要な範囲内のものでなく、特定市場において競争の制限または公正な競争を妨げる虞を有する場合は、ライセンス協定の当事者はこれを行うことができない。

技術ライセンス協定が正当な理由なく、取引条件、ライセンス実施費用等について、ライセンシーに対し差別待遇をする行為が、特定市場において競争の制限または公正な競争を妨げる虞を有する場合は、ライセンス協定の当事者はこれを行うことができない。

八、（法律効果）

技術ライセンス協定の当事者が独占的事業者であり、第六点に例示された態様に違反したときは、公平取引法第十条の違反に該当する可能性がある。

事業者が、第六点第一項に違反したときは、公平取引法第十四条の違反に該当する。

事業者が第六点第二項に違反したときは、公平取引法第十九条第六号の違反に該当する。

事業者が第七点第一項に違反したときは、公平取引法第十九条第六号の違反に該当する可能性がある。

事業者が第七点第二項に違反したときは、成公平取引法第十九条第一号または第六号の違反に該当する可能性がある。

事業者が第七点第三項に違反したときは、公平取引法第十九条第二号の違反に該当する可能性がある。

台湾におけるエンフォースメント機関の体系図

